

ピムコ変動利付日本国債オープン

愛称：フローター・プラス

追加型投信/内外/債券



本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
課税上は株式投資信託として取り扱われます。

この投資信託説明書（目論見書）の前半部分は、投資信託説明書（交付目論見書）、後半部分は、投資信託説明書（請求目論見書）です。

投資信託説明書
(交付目論見書)

2010.6

ピムコ変動利付日本国債オープン

<愛称：フローター・プラス>

追加型投信 / 内外 / 債券

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
課税上は株式投資信託として取り扱われます。

1. この投資信託説明書（交付目論見書）により行うピムコ変動利付日本国債オープン（以下「ファンド」といいます。）の受益権の募集については、委託会社であるピムコジャパンリミテッドは、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を平成21年12月10日に関東財務局長に提出しており、平成21年12月11日にその届出の効力が発生しております。また、有価証券届出書の訂正届出書を平成22年6月10日に関東財務局長に提出しております。
2. この投資信託説明書（交付目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付を行う目論見書です。
3. 委託会社は、金融商品取引法第13条の規定に基づく投資信託説明書（請求目論見書）を作成しており、販売会社へのご請求により当該販売会社から交付します。投資信託説明書（請求目論見書）をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。なお、投資信託説明書（請求目論見書）の記載項目については、「第二部 ファンド情報 第4 ファンドの詳細情報の項目」をご参照ください。
4. ファンドは、主に外国投資信託の受益証券に投資を行い、投資対象とする外国投資信託は主に円建または外貨建の公社債等に投資します。組入債券は、金利の変動や債券発行者の経営・財務状況の変化等で値動きし、為替相場の影響も受けるため、ファンドの基準価額も変動します。また、低格付債券については、上位に格付けされた債券に比べて、利払い・元本返済の不履行または遅滞等のいわゆるデフォルト・リスクが高くなります。したがって、ファンドは元金が保証されている商品ではありません。
5. ファンドは、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、銀行などの登録金融機関は、投資者保護基金に加入しておりません。信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。ファンドの受益権の取得申込者は、ファンドの投資目的およびリスク要因を十分に認識することが求められます。

下記の事項は、「ピムコ変動利付日本国債オープン」（以下「ファンド」といいます。）をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書（交付目論見書）の内容をよくお読みください。

記

■ファンドに係るリスクについて

ファンドは、主に外国投資信託の受益証券に投資を行い、投資対象とする外国投資信託は主に円建または外貨建の公社債等に投資します。組入債券は、金利の変動や債券発行者の経営・財務状況の変化等で値動きし、為替相場の影響も受けるため、ファンドの基準価額も変動し、損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「変動利付日本国債の価格変動リスク」、「流動性リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「投資リスク」をご覧ください。

■ファンドに係る手数料等について

◆申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）以内で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面等にてご確認ください。

◆換金（解約）手数料

かかりません。

◆信託財産留保額

ありません。

◆信託報酬

ファンドの純資産総額に対して年率0.70875%～0.91875%（税抜0.675%～0.875%）を乗じて得た額とします。

◆その他の費用

- ・ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息、ならびに当該費用に係る消費税相当額がかかります。
- ・ファンドの監査費用は、ファンド全体で年間約105万円（税抜100万円）がかかります。
- ・組入れ外国投資信託については費用がかかりません。

上記その他の費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。なお、監査費用を除く当該費用については、運用状況などに応じて変動するため、具体的な金額および計算方法を示すことができません。また、当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「手数料等及び税金」をご覧ください。



ファンドの概要

商品概要

ファンド名	ピムコ変動利付日本国債オープン（以下「ファンド」といいます。） 愛称：フローター・プラス
基本的性格	追加型投信/内外/債券
目的	主に変動利付日本国債に投資する外国投資信託に投資をすることにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。
主な投資対象	変動利付日本国債を主な投資対象として元本の維持に配慮した慎重な運用を行う以下の外国投資信託の受益証券に投資を行います。 パミュダ籍円建外国投資信託 PIMCOパミュダ 変動利付日本国債 U.S. ストラテジー・ファンド PIMCOパミュダ 変動利付日本国債 フォーリン・ストラテジー・ファンド 各外国投資信託の受益証券への投資比率は、原則として、市況動向および投資対象ファンドの収益性などを勘案して決定します。
主な投資制限	投資対象とする外国投資信託の受益証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債および農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。 投資対象とする外国投資信託の受益証券への投資割合に制限を設けません。 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。 外貨建資産への直接投資は行いません。
主なリスク	変動利付日本国債の価格変動リスク 流動性リスク 信用リスク 為替変動リスク 詳しくは、P9「ファンドのリスク」をご参照ください。
継続申込期間	平成21年12月11日～平成22年12月10日まで 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
ベンチマーク	NOMURA変動利付国債インデックス
信託設定日	平成16年11月4日
信託期間	無期限とします。
決算日	原則として毎年3月、6月、9月、12月の各10日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算日に、原則として、収益分配を行う方針です。 *分配金は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

お申込みとご換金

お申込み	ニューヨーク証券取引所の休業日を除く毎営業日
ご換金	毎営業日にご換金いただけます。換金代金の受渡は換金請求日から起算して5営業日目以降となります。 ただしニューヨーク証券取引所の休業日に該当する日は、解約の請求の受付は行いません。
申込取扱場所	販売会社名につきましては、委託会社のホームページをご覧ください。 ピムコジャパンリミテッド ホームページアドレス http://japan.pimco.com/ 電話番号 03-5777-8150(9:00~17:00 土日祝日は除く)
受付締切時間	原則として午後3時
お申込単位	一般口：1口以上1口単位 累投口：1円以上1円単位 上記は最低申込単位です。お申込単位は販売会社によって異なります。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 また、販売会社によってはいずれか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。
申込・換金価額	お申込日の翌営業日の基準価額



費用と税金

お申込時、収益分配時、途中換金時、償還時に直接ご負担いただく費用・税金

お申込みからご換金までの間にご負担いただく費用・税金は次の通りです。

費用(個人・法人共通)

時 期	項 目	個 人	法 人
お 申 込 時	申 込 手 数 料 (1口当たり)	2.1%(税抜2.0%)を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率をお申込価額(取得申込日の翌営業日の基準価額)に乗じて得た額が申込手数料となります。申込手数料には、消費税等に相当する金額がかかります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、手数料はかかりません。	
ご換金(解約)時	換金(解約)手数料	かかりません。	

税金(個人の場合)

平成23年12月31日まで(特例措置期間として軽減税率が適用されます。)

時 期	項 目	税率等
収 益 分 配 時	所 得 税 お よ び 地 方 税	普通分配金について10%(所得税7%、地方税3%)の税率による源泉徴収(申告不要)*となります。特別分配金は非課税です。
ご換金(解約)時 償 還 時	所 得 税 お よ び 地 方 税	解約・償還益：個別元本超過額に対し10%(所得税7%、地方税3%)の税率による申告分離課税となります。この場合、源泉徴収ありの特定口座については原則として申告不要です。 解約・償還損：確定申告等により、上場株式等の譲渡益および配当所得との間の損益通算をすることが可能です。

平成24年1月1日から

時 期	項 目	税率等
収 益 分 配 時	所 得 税 お よ び 地 方 税	普通分配金について20%(所得税15%、地方税5%)の税率による源泉徴収(申告不要)*となります。特別分配金は非課税です。
ご換金(解約)時 償 還 時	所 得 税 お よ び 地 方 税	解約・償還益：個別元本超過額に対し20%(所得税15%、地方税5%)の税率による申告分離課税となります。この場合、源泉徴収ありの特定口座については原則として申告不要です。 解約・償還損：確定申告等により、上場株式等の譲渡益および配当所得との間の損益通算をすることが可能です。

* 確定申告を行い、総合課税(配当控除の適用なし)を選択することもできます。

税金(法人の場合)

時 期	項 目	平成23年12月31日まで	平成24年1月1日から
収 益 分 配 時	所 得 税	普通分配金に対し7% (所得税7%)	普通分配金に対し15% (所得税15%)
ご換金(解約)時 償 還 時	所 得 税	個別元本超過額に対し7% (所得税7%)	個別元本超過額に対し15% (所得税15%)

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。
税金の詳細については最新の投資信託説明書(交付目論見書)本文をご参照ください。

間接的にご負担いただく(信託財産が払う)費用・税金

1. 信託報酬

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に定めた率を乗じて得た額とします。

直近3回の新発10年固定利付日本国債の利率の平均が各々の水準を超えるもしくは、下回った場合、翌月の第一営業日から料率を変更するものとします。

新発10年固定利付 日本国債の利率(平均)	総報酬
2.5%以下の場合	0.70875%(税抜 0.675%)
2.5%超3.5%以下の場合	0.81375%(税抜 0.775%)
3.5%超の場合	0.91875%(税抜 0.875%)

2. その他の費用

監査に要する費用は、ファンド全体で年間約105万円(税抜100万円)とします。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税等相当額は、信託財産中から支弁します。

これら(監査費用を除く)は運用状況などに応じて変動するため、具体的な金額および計算方法を記載しておりません。

費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。
ご負担いただく費用・税金の詳細については最新の投資信託説明書(交付目論見書)本文をご参照ください。



ファンドの特徴

ファンドの特徴

I 主に変動利付日本国債に投資

金利上昇局面に価格が上昇する傾向にある変動利付日本国債を主な投資対象とします。

金利の水準、利回り曲線の動き、市場の需給等の理由により、金利上昇局面においても変動利付日本国債の価格が上昇しない、または下落する場合があります。

II 変動利付日本国債の魅力とPIMCOのグローバルな運用力を融合

変動利付日本国債への投資のほか、PIMCOのグローバルな運用力を活用し海外の債券にも投資をします。(外貨建債券の為替リスクについては原則フルヘッジします。)

III 収益分配は年4回

原則として3月、6月、9月、12月の各10日に収益分配を行う方針です。

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

ファンドはPIMCOの運用する2つの外国投資信託の受益証券に投資をするファンド・オブ・ファンズです。したがって、上記は投資する外国投資信託を通じたファンドの実質的な運用の特徴を示すものです。PIMCOはパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーを意味します。

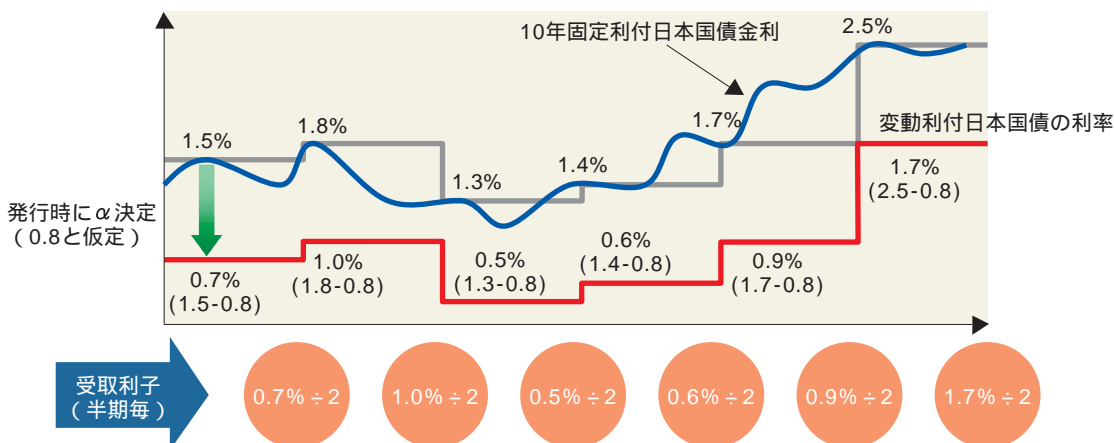
変動利付日本国債とは？

変動利付日本国債は、その時々^々の金利(基準金利)に連動して利子の額(利率)が変動する国債です。満期は15年であり、その基準金利は10年固定利付日本国債金利となります。

この変動利付日本国債の利率は、年2回の利払いの度に見直されます。利率の見直しにあたっては、その利子が支払われるおよそ半年前の基準金利*、すなわち半年前の10年固定利付日本国債の金利と各変動利付日本国債の入札時に決定される**に基づいて行われ、「基準金利 - 」という公式を用いて算出されます。ただし、利率の下限は0%***となります。

- * 基準金利：変動利付日本国債の利率決定直前に行われる10年固定利付日本国債の入札時における平均落札価格を基に算出されます。
- ** : 各銘柄の発行時に決定され、その値は満期まで変わりません。
- *** 変動利付日本国債の利率：0.01%刻みで決定され、下限は0%です。

【変動利付日本国債の仕組み：利率の決定方法(概念図)】



上記は変動利付日本国債の利率決定の仕組みの理解を深めるために作成した仮定に基づく概念図で、実際の投資とは異なります。また、将来の運用成果を保証するものではありません。

【変動利付日本国債の特性】(2010年3月末)

時価総額	約 43兆円	平均利率	0.60%
銘柄数	42銘柄	平均	0.76%

野村證券株式会社のデータを基にピムコジャパンリミテッドが作成

変動利付日本国債の値動きの特徴

一般に変動利付日本国債の値動きは、**金利の変化**と**利回り曲線の形状の変化**によって次のような傾向が見られます。

金利の変化による値動きの特徴

一般に、長期金利の上昇時は価格が上昇し、長期金利の低下時には価格が下落する傾向があります。

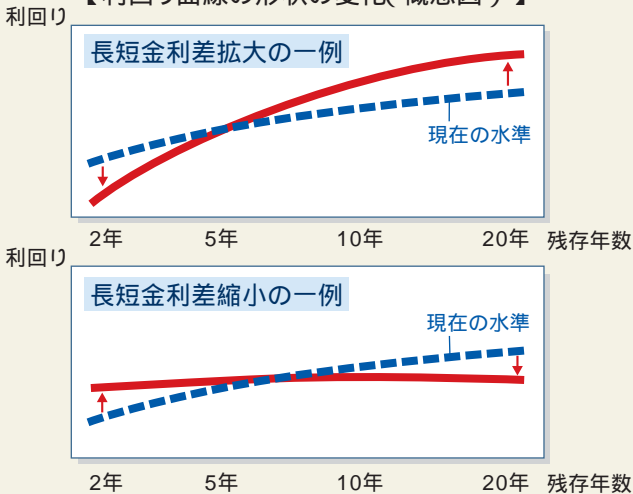
利回り曲線の形状の変化による値動きの特徴

一般に変動利付日本国債は、利回り曲線の長短金利差の拡大時には価格が上昇し、長短金利差の縮小時には価格が下落する傾向があります。

ご参考:利回り曲線について

利回り曲線とは横軸に残存年数、縦軸に利回りをとった座標に、債券利回りを点描して結んだ(つまり残存年数別の債券利回りをグラフで表した)曲線のことを指します。債券投資に際しての分析に広く利用されています。

【利回り曲線の形状の変化(概念図)*】



【利回り曲線の形状変化による債券価格への影響(概念図)**】

		長短金利差 縮小	長短金利差 拡大
金利上昇 ↑	固定利付 日本国債	×	×
	変動利付 日本国債		
金利低下 ↓	固定利付 日本国債		
	変動利付 日本国債	×	

* 概念図であり、実際の利回り曲線の形状を示したものではありません。

** 変動利付日本国債の価格変動についての理解を深めるために、一般的な評価モデルに基づいた傾向を簡略化した概念図であり値動きの全てを網羅するものではありません。実際の市場は、金利および利回り曲線の変化度合いや需給要因、またその他の要因等により上記と異なる場合があります。したがって将来の運用成果を保証するものではありません。

ピムコ変動利付日本国債オープンの運用戦略

ファンドは、外国投資信託の受益証券への投資を通じて、変動利付日本国債に加え、PIMCOの持つグローバルな運用戦略を最大限に活用することにより、安定した付加価値の獲得を追求します。

主に変動利付日本国債へ投資

- NOMURA変動利付国債インデックスをベンチマークとします。

PIMCOのグローバルな運用力を最大限に活用

- 日本のみならず海外の債券からも付加価値を追求します。(外貨建債券の為替リスクは原則フルヘッジを行います。)
- 特定の戦略/見通しに偏ることなく、徹底的に戦略を分散し、安定した運用成果を目指します。
- 組入れ債券の平均格付はA3/A-格以上とします。

NOMURA変動利付国債インデックスとは

NOMURA変動利付国債インデックスは、野村證券株式会社が公表する、変動利付日本国債を対象としたインデックスです。組入銘柄は、債券の残存額面が10億円以上であること、残存年数が1年以上であること等の基準を満たしたものとなります。なお、新規発行債のインデックスへの組入れタイミングは、発行月の翌月となります。

野村證券株式会社が作成した「NOMURA変動利付国債インデックス」の解説資料等を基にピムコジャパンリミテッドが作成

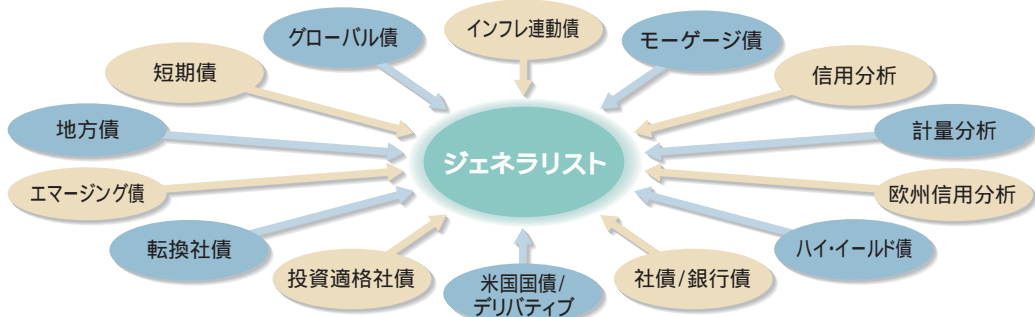
NOMURA変動利付国債インデックスは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、当該インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

PIMCOの運用体制

PIMCOの運用の特徴

- ジェネラリストと各スペシャリストから成る運用体制
- 戦略の分散を可能にする体制により単一戦略に偏らない安定的な収益獲得を目指す
- トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチの融合

PIMCOの運用の大きな特徴はトップダウンとボトムアップの両戦略を融合し、可能な限り運用戦略を分散し安定的な収益の獲得を目指す点にあります。かかる目的を遂行するに当り、ジェネラリスト・ポートフォリオ・マネージャーはインベストメント・コミッティー(投資委員会)で決定されたモデル・ポートフォリオが的確に各ポートフォリオに反映されているかを監視する責務を負い、セクター・スペシャリスト・ポートフォリオ・マネージャーは担当する債券セクターの投資アイデアを先述のインベストメント・コミッティーに提案する責務をそれぞれ負っています。



上記の運用体制は2010年3月末現在の
ものであり、今後変更される場合があります。



ファンドのリスク

ファンドは、主に外国投資信託の受益証券に投資を行い、投資対象とする外国投資信託は主に円建または外貨建の公社債等に投資します。組入債券は、金利の変動や債券発行者の経営・財務状況の変化等で値動きし、為替相場の影響も受けるため、ファンドの基準価額も変動します。また、低格付債券については、上位に格付された債券に比べ、利払い・元本返済の不履行または遅延等のいわゆるデフォルト・リスクが高くなります。

したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

ファンドは預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、銀行などの登録金融機関は、投資者保護基金に加入しておりません。信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。ファンドの受益権の取得申込者は、ファンドの投資目的およびリスク要因を十分に認識することが求められます。

投資対象とする外国投資信託の主なリスクは以下のとおりです。したがって、ファンド自身もこれらのリスクがあります。

<p>I 変動利付日本国債の価格変動リスク</p>	<p>外国投資信託が主な投資対象とする変動利付日本国債は、一般に、長期金利の上昇時は価格が上昇し、長期金利の低下時には価格が下落する傾向があります。加えて、利回り曲線の長短金利差の拡大時には価格が上昇し、長短金利差の縮小時には価格が下落する傾向があります。</p>
<p>II 流動性リスク</p>	<p>公社債など有価証券には、市場規模や取引量が少ないために組入れ銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できない等のリスクがあります。</p>
<p>III 信用リスク</p>	<p>公社債の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合または予想される場合、公社債等の価格が下落するリスクがあります(価格がゼロになることもあります。)</p>
<p>IV 為替変動リスク</p>	<p>外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該通貨に対して円高になった場合には、基準価額が下がる要因となります。ファンドが組入れを行う外国投資信託では、外貨建債券の為替リスクは原則フルヘッジを行います。</p>

公社債の価格変動リスク

安定した付加価値の獲得を追求するため、外国投資信託はその他国内外の債券にも投資を行います。これらの債券は一般的に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落するなど、金利変動により債券価格が変動するリスクがあります。その価格変動は残存期間、発行の条件等によりばらつきがあります。

目 次

	頁
第一部 証 券 情 報.....	1
第二部 フ ァ ン ド 情 報.....	4
第1 フ ァ ン ド の 状 況	4
1 ファンドの性格	4
2 投資方針	10
3 投資リスク	17
4 手数料等及び税金	19
5 運用状況	22
6 手続等の概要	26
7 管理及び運営の概要	28
第2 財 務 ハ イ ラ イ ト 情 報.....	32
第3 内国投資信託受益証券事務の概要.....	35
第4 ファンドの詳細情報の項目.....	37

<添付>

ピムコ変動利付日本国債オープン 約款

用語集

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

ピムコ変動利付日本国債オープン（以下「ファンド」といいます。）
ただし、愛称として「フローター・プラス」という名称を用いることがあります。

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

格付は取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるピムコジャパンリミテッドは、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(3) 発行（売出）価額の総額

1,000億円を上限とします。

(4) 発行（売出）価格

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

※基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

※基準価額はピムコジャパンリミテッド（以下「委託会社」といいます。）の営業日において日々算出され、委託会社、委託会社の指定する証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（以下「販売会社」といいます。）等で入手することができます。

※直近の基準価額につきましては、販売会社にお問い合わせ頂くか、委託会社のホームページをご覧ください。

ピムコジャパンリミテッド

ホームページアドレス <http://japan.pimco.com/>

電話番号 03-5777-8150

(9:00-17:00 土、日、祝日は除く)

(5) 申込手数料

申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額がかかります。

申込手数料率は、2.1%（税抜 2.0%）を上限として、各取扱販売会社が定めるものとします。具体的な申込手数料につきましては、販売会社または前記の連絡先にお問い合わせください。また、償還乗換および換金乗換に関わる手数料の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

(6) 申込単位

一般口：1口以上1口単位

累投口：1円以上1円単位

※上記は最低申込単位です。販売会社は受益権の申込単位をそれぞれ定めることができます。具体的な申込単位につきましては、販売会社にお問い合わせください。また、販売会社によってはいずれか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

(7) 申込期間

平成21年12月11日から平成22年12月10日まで

※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されません。

(8) 申込取扱場所

販売会社の日本における本支店営業所等において申込みの取扱いを行います。販売会社につきましては、前記「(4) 発行（売出）価格」記載の連絡先にお問い合わせください。

(9) 払込期日

- ・ 取得申込者は、お申込金額を販売会社が指定する期日までにお支払いください。お申込金額には利息は付与されません。
- ・ 申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、追加設定を行う日に販売会社より委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 払込取扱場所

お申込金額はお申込みの販売会社にお支払いください。販売会社については、前記「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。

(11) 振替機関に関する事項

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) その他

① 申込みの方法

受益権の取得申込みに際しては、販売会社の営業時間内において、販売会社所定の方法でお申込みください。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

② 申込不可日

取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、販売会社は、受益権の取得の申込みに応じないものとします。

③ 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

④ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

① この投資信託はファンド・オブ・ファンズであり、外国投資信託の受益証券に投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

※「ファンド・オブ・ファンズ」とは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、「投資信託証券への投資を目的とするもの」として分類されるファンドをいいます。

当ファンドの商品分類および属性区分は社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りです。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類表の定義について>

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

(注) なお、上記は当ファンドに該当する分類について記載したものです。

上記以外の商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)で閲覧が可能です。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本含む)		
一般				
大型株	年2回			
中小型株		日本		
	年4回			
債券		北米	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
一般	年6回			
公債	(隔月)	欧州		
社債				
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性	(毎月)			
()		オセアニア		
	日々			
不動産投信		中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	その他			
その他資産 (投資信託証券(債券(一般)))	()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<属性区分表(網掛け表示部分)の定義について>

その他資産 (投資信託証券 (債券(一般)))	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券(投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものをいいます。)を通じて主として債券に投資する旨の記載があるものをいいます。
年 4 回	目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル (日本含む)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産(日本を含む)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジあり (フルヘッジ)	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

(注)なお、上記は当ファンドに該当する分類について記載したものです。

上記以外の商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)で閲覧が可能です。

② ファンドの特色

1) 主に変動利付日本国債に投資を行います。

—金利上昇局面に価格が上昇する傾向にある変動利付日本国債を主な投資対象とします。

※金利の水準、利回り曲線の動き、市場の需給等の理由により、金利上昇局面においても変動利付日本国債の価格が上昇しない、または下落する場合があります。

2) 変動利付日本国債の魅力とPIMCOのグローバルな運用力を融合します。

—変動利付日本国債への投資のほか、PIMCOのグローバルな運用力を活用し海外の債券にも投資をします。なお、外貨建債券の為替リスクについては原則としてフルヘッジを行います。

3) 収益分配は年4回行います。

—原則として、3月、6月、9月、12月の各10日に収益を分配します。

※ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

* ファンドはPIMCOの運用する二つの外国投資信託の受益証券に投資を行うファンド・オブ・ファンズです。したがって、ファンドの特色は投資する外国投資信託を通じた実質的なファンドの特色を示すものです。

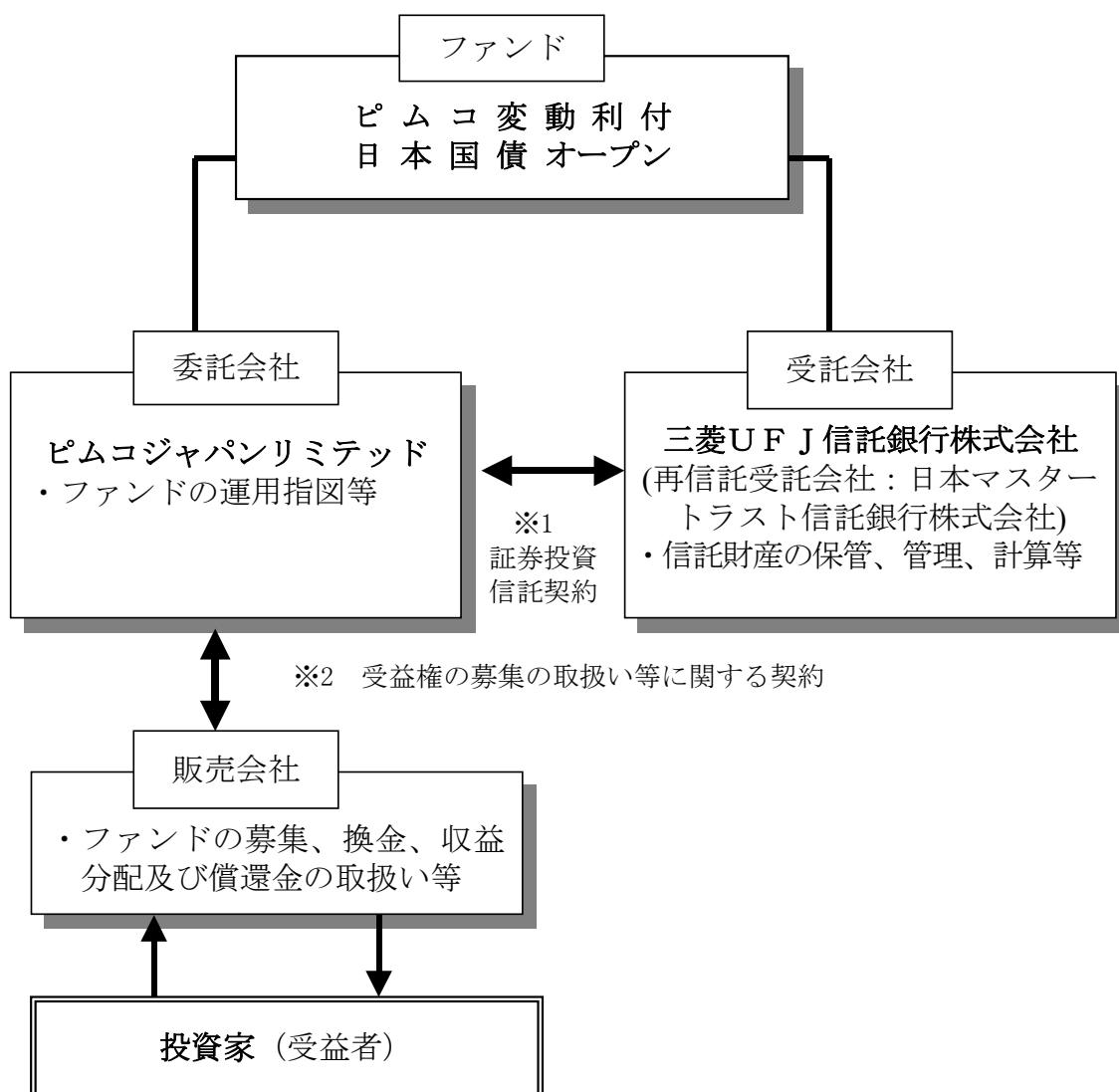
* PIMCOはパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーを意味します。

③ 信託金の限度額

金 1,000 億円を限度として信託金を追加できるものとします。委託会社は、受託会社と合意の上、当該信託金の限度額を変更することができます。

(2) ファンドの仕組み

① ファンドの仕組み

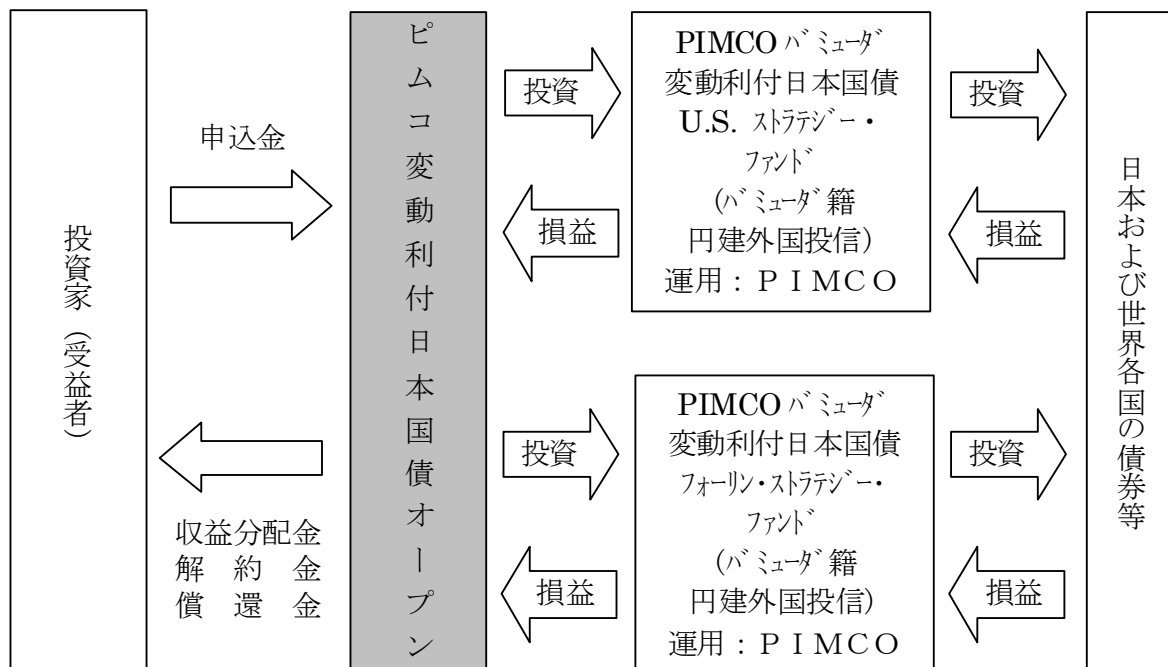


※1 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。投資信託の資産運用や運営方法、委託会社と受託会社および受益者との権利義務関係、受益者の権利、募集方法等の取り決め等の内容が含まれています。

※2 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行う受益権の募集、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付等、業務範囲の取り決め等の内容が含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

ファンドは、外国投資信託の受益証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



② 委託会社の概況

1) 委託会社の資本金（平成22年3月31日現在）

13,411,674.44米ドル（約12.5億円）

（注）米ドルの円貨換算は、平成22年3月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=93.04円）によります。以下同様とします。

2) 委託会社の沿革

平成 9年12月	英領ヴァージン諸島法に基づきピムコ・アドバイザーズ・ジャパン・リミテッドを設立
平成10年 1月	証券投資顧問業登録
平成10年 2月	ピムコ・アドバイザーズ・ジャパン・リミテッド東京支店を設置
平成10年 3月	ピムコ・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・リミテッドへ商号変更
平成10年 7月	ピムコ グローバル アドバイザーズ ジャパン リミテッドへ商号変更
平成11年 3月	投資一任業務認可取得
平成11年11月	ピムコジャパンリミテッドへ商号変更
平成12年 5月	証券投資信託委託業認可取得
平成19年 9月	金融商品取引業登録 関東財務局長（金商）第382号

3) 大株主の状況

(平成22年3月31日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数	所有比率
アリアンツ・グローバル・インベスターズ・オブ・アメリカ・エル・ピー	680 ニューポート・センター・ドライブ、スイート 250、ニューポート・ビーチ、カリフォルニア 92660、アメリカ合衆国	13,000,000株	100%

2 投資方針

(1) 投資方針

この投資信託は、外国投資信託の受益証券に投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

① 投資対象

外国投資信託の受益証券を主要投資対象とします。

② 投資態度

主として、変動利付日本国債を主な投資対象として元本の維持に配慮した慎重な運用を行う以下の外国投資信託の受益証券に投資を行います。

バミューダ籍円建外国投資信託

PIMCOバミューダ 変動利付日本国債 U.S. ストラテジー・ファンド

PIMCOバミューダ 変動利付日本国債 フォーリン・ストラテジー・ファンド

各外国投資信託の受益証券への投資比率は、原則として、市況動向および投資対象ファンドの収益性などを勘案して決定します。

ただし、資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

③ 運用戦略

1) 主に変動利付日本国債に投資を行います。

—NOMURA変動利付国債インデックスをベンチマークとします。

※NOMURA変動利付国債インデックスは、野村証券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は、野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、当該インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

2) PIMCOのグローバルな運用力を最大限に活用します。

—日本のみならず、海外の債券からも付加価値を追求します。なお、外貨建債券の為替リスクについては原則としてフルヘッジを行います。

—特定の戦略/見通しに偏ることなく、徹底的に戦略を分散し、安定した運用成果を目指します。

—組入れ債券の平均格付はA3/A-格以上とします。

* ファンドはPIMCOの運用する二つの外国投資信託の受益証券に投資を行うファンド・オブ・ファンズです。したがって、ファンドの運用戦略は外国投資信託を通じたファンドの実質的な運用戦略を示すものです。

(2) 投資対象

外国投資信託の受益証券を主要投資対象とします。

① 投資対象資産の種類

この投資信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

② 主として、変動利付日本国債を主な投資対象として元本の維持に配慮した慎重な運用を行う以下の外国投資信託の受益証券に投資を行います。

バミューダ籍円建外国投資信託

PIMCOバミューダ 変動利付日本国債 U.S. ストラテジー・ファンド

PIMCOバミューダ 変動利付日本国債 フォーリン・ストラテジー・ファンド

各外国投資信託の受益証券への投資比率は、原則として、市況動向および投資対象ファンドの収益性などを勘案して決定します。

投資対象とする外国投資信託の概要

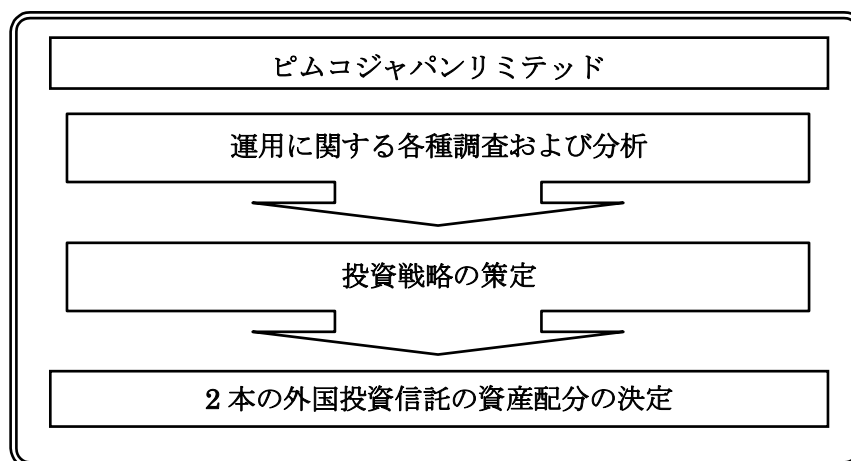
ファンド名	PIMCOバミューダ 変動利付日本国債 U.S. ストラテジー・ファンド	PIMCOバミューダ 変動利付日本国債 フォーリン・ストラテジー・ファンド
運用方針	元本の維持と慎重な投資運用に配慮しつつ、トータル・リターンを最大化をめざします。為替については、日本円以外の通貨建てのポジションは、原則フルヘッジします。ただし、状況により完全にフルヘッジできない場合があります。また、為替ヘッジの一部について、対象通貨以外の為替予約取引等を使って行うこともあります（いわゆるクロスヘッジ）。	元本の維持と慎重な投資運用に配慮しつつ、トータル・リターンを最大化をめざします。為替については、日本円以外の通貨建てのポジションは、原則フルヘッジします。ただし、状況により完全にフルヘッジできない場合があります。また、為替ヘッジの一部について、対象通貨以外の為替予約取引等を使って行うこともあります（いわゆるクロスヘッジ）。
主要運用対象	<p>■通常、純資産の60%以上を変動利付日本国債と米ドル建債券、およびその派生商品に投資します。円建、米ドル建以外の債券、およびその派生商品への投資も可能とします。</p> <p>■派生商品は、先渡し取引、オプション取引、先物取引、先物オプション取引、スワップ取引等を含みます。</p> <p>■投資可能な主な債券は以下のものを含みます。</p>	<p>■通常、純資産の60%以上を変動利付日本国債と米ドル建以外の債券、およびその派生商品に投資します。米ドル建債券、およびその派生商品への投資も可能とします。</p> <p>■派生商品は、先渡し取引、オプション取引、先物取引、先物オプション取引、スワップ取引等を含みます。</p> <p>■投資可能な主な債券は以下のものを含みます。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・日本または日本以外の政府、政府の部局、省庁または政府系機関の債務、および米国政府、米国政府の部局または政府系機関が発行し、または保証した債券（以上を併せて「政府債」といいます。） ・現先取引および逆現先取引 ・米国の州または地方の政府、政府の部局またはその他の政府系機関が発行した債券 ・国際機関の債券 ・日本の、または日本国籍以外の発行体が発行する社債、転換社債、およびコマーシャル・ペーパー ・モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券 ・政府および企業が発行したインフレ連動債 ・仕組債（ハイブリッド証券または「インデックス」証券、イベント連動債およびローンパーティシペーションを含む。） ・ディレード・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ ・譲渡性銀行預金、定期預金および銀行引受手形 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本または日本以外の政府、政府の部局、省庁または政府系機関の債務、および米国政府、米国政府の部局または政府系機関が発行し、または保証した債券（以上を併せて「政府債」といいます。） ・現先取引および逆現先取引 ・米国の州または地方の政府、政府の部局またはその他の政府系機関が発行した債券 ・国際機関の債券 ・日本の、または日本国籍以外の発行体が発行する社債、転換社債、およびコマーシャル・ペーパー ・モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券 ・政府および企業が発行したインフレ連動債 ・仕組債（ハイブリッド証券または「インデックス」証券、イベント連動債およびローンパーティシペーションを含む。） ・ディレード・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ ・譲渡性銀行預金、定期預金および銀行引受手形
<p>投資制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ムーディーズ社や株式会社格付投資情報センター等著名な格付機関からの格付において、Baa3/BBB一格以上の投資適格債券に投資します。ファンドの平均格付はA3/A一格以上とします。 ・デュレーションは、NOMURA変動利付国債インデックスのデュレーションの±2年以内で変動させるものとします。 ・エマージング国の発行体の債券への投資は、本ファンドの純資産の10%まで可能とします。 ・本ファンドは、1銘柄の債券または1つの発行体の債券に純資産の10%を限度として投資することができます。ただし、政府債はこの限りではなく、政府債に制限はありません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ムーディーズ社や株式会社格付投資情報センター等著名な格付機関からの格付において、Baa3/BBB一格以上の投資適格債券に投資します。ファンドの平均格付はA3/A一格以上とします。 ・デュレーションは、NOMURA変動利付国債インデックスのデュレーションの±2年以内で変動させるものとします。 ・エマージング国の発行体の債券への投資は、本ファンドの純資産の10%まで可能とします。 ・本ファンドは、1銘柄の債券または1つの発行体の債券に純資産の10%を限度として投資することができます。ただし、政府債はこの限りではなく、政府債に制限はありません。

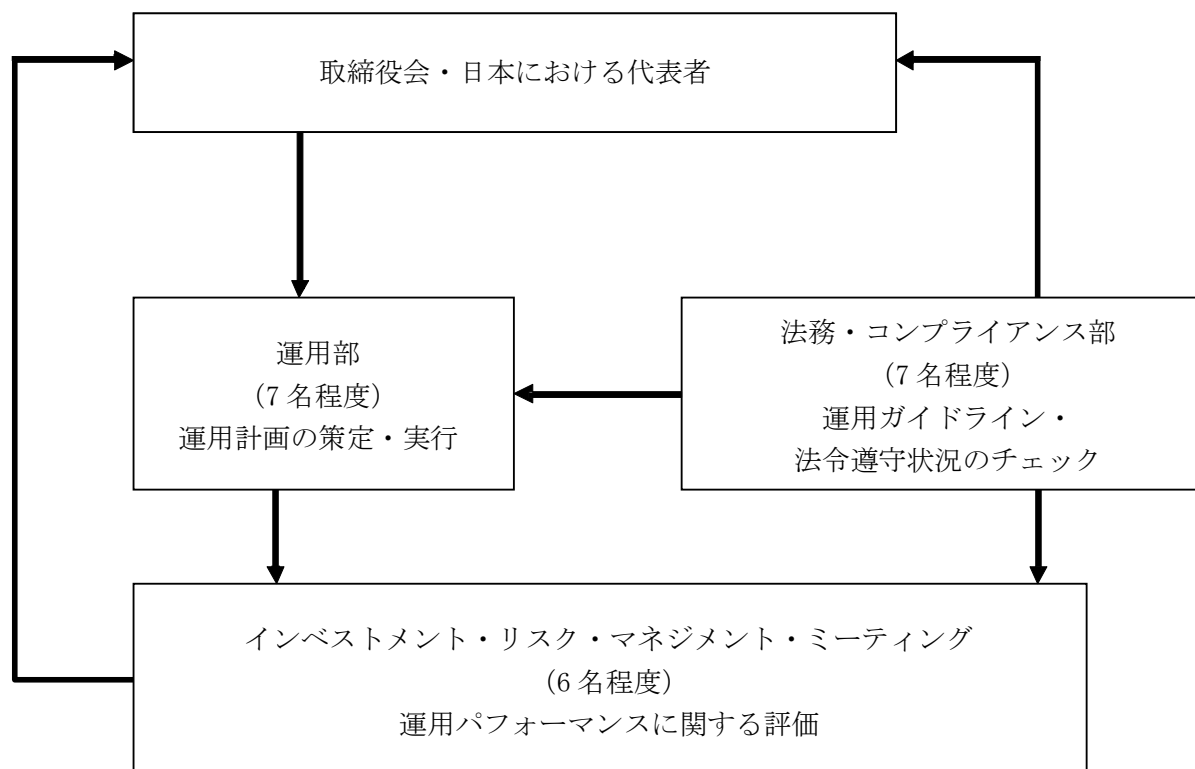
	<ul style="list-style-type: none"> ・本ファンドは、全体のポートフォリオ運用戦略の一環として、または債券価格の下落を相殺するために、空売りを行うことができます。ただし、本ファンドの純資産を越えないものとします。 ・借入の合計金額が本ファンドの純資産の10%を越える借入残高が生じる借入は行えないものとします。ただし、異常時または緊急時においては、一時的に10%を越えることも許容されます。ここに、借入とは、銀行からの借入をいい、したがって、逆現先契約またはダラー・ロールは、上記の10%の対象とはなりません。 ・1つの会社（投資会社を含みます。）の発行済株式総数の過半数の株式を取得しません。 ・非登録株式、非公開株式、または流動性の低い証券関連商品への投資は最大15%までとします。仮に、本ファンドが私募株式、非登録株式またはその他の流動性の乏しい投資対象に投資する場合には、それらの証券を公正に評価します。 ・管理会社による本ファンドの受益権者の保護に反し、または、本ファンドの財産の適正な運用を損なう取引、例えば、管理会社の利益または受益権者以外の第三者の利益のために管理会社によってなされる取引は禁止されます。 ・本ファンドは、少なくとも純資産の50%を日本の金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に定める「有価証券」の定義に該当する有価証券（企業または政府の債務証券、コマーシャル・ペーパー、株式など）ならびに有価証券等に関する派生商品に投資します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本ファンドは、全体のポートフォリオ運用戦略の一環として、または債券価格の下落を相殺するために、空売りを行うことができます。ただし、本ファンドの純資産を越えないものとします。 ・借入の合計金額が本ファンドの純資産の10%を越える借入残高が生じる借入は行えないものとします。ただし、異常時または緊急時においては、一時的に10%を越えることも許容されます。ここに、借入とは、銀行からの借入をいい、したがって、逆現先契約またはダラー・ロールは、上記の10%の対象とはなりません。 ・1つの会社（投資会社を含みます。）の発行済株式総数の過半数の株式を取得しません。 ・非登録株式、非公開株式、または流動性の低い証券関連商品への投資は最大15%までとします。仮に、本ファンドが私募株式、非登録株式またはその他の流動性の乏しい投資対象に投資する場合には、それらの証券を公正に評価します。 ・管理会社による本ファンドの受益権者の保護に反し、または、本ファンドの財産の適正な運用を損なう取引、例えば、管理会社の利益または受益権者以外の第三者の利益のために管理会社によってなされる取引は禁止されます。 ・本ファンドは、少なくとも純資産の50%を日本の金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に定める「有価証券」の定義に該当する有価証券（企業または政府の債務証券、コマーシャル・ペーパー、株式など）ならびに有価証券等に関する派生商品に投資します。
決算日	原則として毎年10月31日	
分配方針	四半期毎に、運用収益から分配を行う方針です。	
投資顧問会社・管理会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー	

(3) 運用体制

ファンドの運用は、ピムコジャパンリミテッドの運用部が中心となり、運用に関する各種調査および分析、投資戦略の策定のプロセスを通じて、2本の外国投資信託の資産配分の決定を行います。ピムコジャパンリミテッドは、PIMCOグループの日本における拠点です。投資対象の2本の外国投資信託（PIMCOバミューダ 変動利付日本国債 U.S. ストラテジー・ファンド、PIMCOバミューダ 変動利付日本国債 フォーリン・ストラテジー・ファンド）は、PIMCOが運用します。



委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織等は以下のとおりです。



運用に関する主な社内規定は以下のとおりです。

内部者取引未然防止規程
発注証券会社に関する規程
最良執行に関する規程

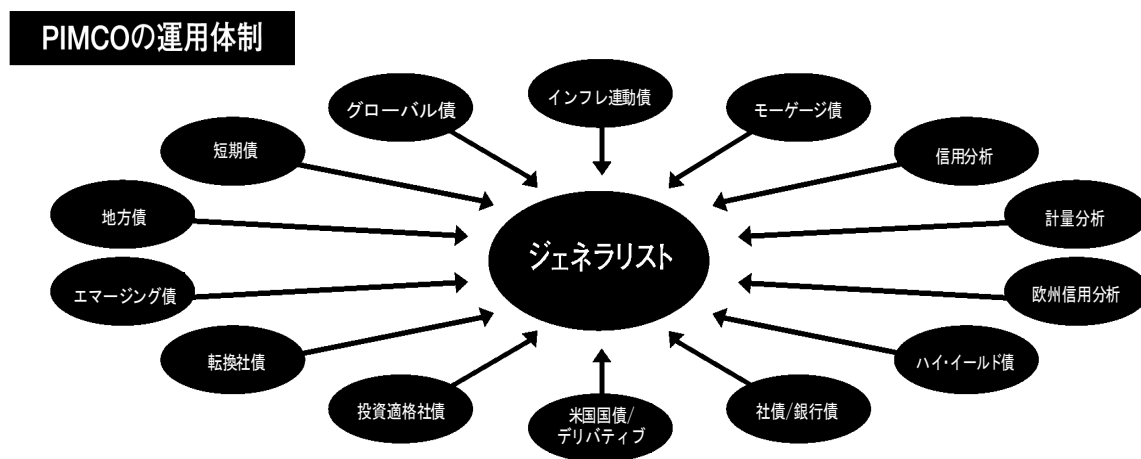
委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。また、受託会社等につき、外部監査法人による内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受領しております。

（参考）PIMCO（Pacific Investment Management Company LLC）について

PIMCOとは

- 債券専門の運用会社として1971年に設立
- 全世界で約100兆円を世界の債券市場で運用（2010年3月末現在）
- 米国をはじめ、東京、ロンドン、ミュンヘン、シドニー、シンガポール、トロント、香港に拠点をもちグローバルにビジネスを展開



上記運用体制は平成22年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 分配方針

ファンドは、毎決算時に、原則として次の方針により分配を行います。

① 分配対象額の範囲

利益金額から諸経費、信託報酬および信託報酬等に係る消費税等を控除した金額とします。

② 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

③ 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

(5) 投資制限

① 投資対象とする外国投資信託の受益証券、短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債および農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。

② 投資対象とする外国投資信託の受益証券への投資割合に制限を設けません。

③ 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。

④ 外貨建資産への直接投資は行いません。

3 投資リスク

(1) 投資リスク

ファンドは、主に外国投資信託の受益証券に投資を行い、投資対象とする外国投資信託は主に円建または外貨建の公社債等に投資します。組入債券は、金利の変動や債券発行者の経営・財務状況の変化等で値動きし、為替相場の影響も受けるため、ファンドの基準価額も変動します。また、低格付債券については、上位に格付された債券に比べ、利払い・元本返済の不履行または遅延等のいわゆるデフォルト・リスクが高くなります。

したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

ファンドは預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、銀行などの登録金融機関は、投資者保護基金に加入していません。信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。ファンドの受益権の取得申込者は、ファンドの投資目的およびリスク要因を十分に認識することが求められます。投資対象とする外国投資信託の主なリスクは以下のとおりです。したがって、ファンド自身もこれらのリスクがあります。

①変動利付日本国債の価格変動リスク

外国投資信託が主な投資対象とする変動利付日本国債は、一般に、長期金利の上昇時は価格が上昇し、長期金利の低下時には価格が下落する傾向があります。加えて、利回り曲線の長短金利差の拡大時には価格が上昇し、長短金利差の縮小時には価格が下落する傾向があります。

②流動性リスク

公社債など有価証券には、市場規模や取引量が少ないために組入れ銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できない等のリスクがあります。

③信用リスク

公社債の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合または予想される場合、公社債等の価格が下落するリスクがあります（価格がゼロになることもあります。）。

④為替変動リスク

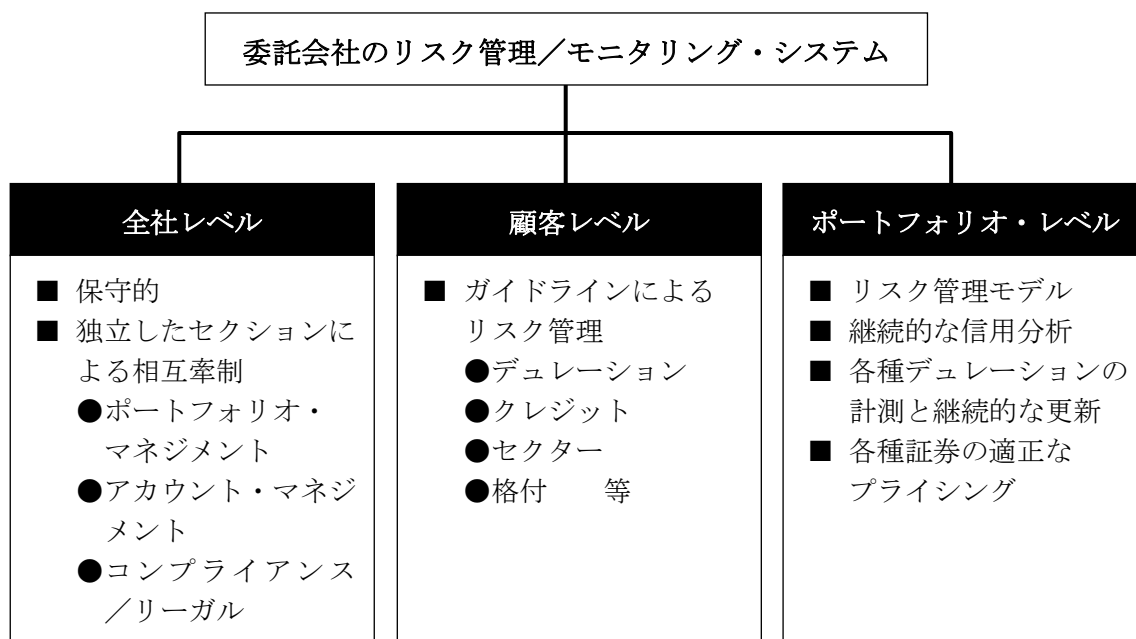
外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該通貨に対して円高になった場合には、基準価額が下がる要因となります。ファンドが組入れを行う外国投資信託では、外貨建債券の為替リスクは原則フルヘッジを行います。

※公社債の価格変動リスク

安定した付加価値の獲得を追求するため、外国投資信託はその他国内外の債券にも投資を行います。これらの債券は一般的に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落するなど、金利変動により債券価格が変動するリスクがあります。その価格変動は残存期間、発行の条件等によりばらつきがあります。

(2) 投資リスクに対する委託会社の管理体制について

実効性のあるリスク管理を行うため、委託会社では全ての取引およびポートフォリオについて、ポートフォリオ・マネジメント（主として運用部）、アカウント・マネジメント（主としてアカウント・マネージメント部）、コンプライアンス/リーガル（主として法務・コンプライアンス部）の独立した3部門が互いに牽制しあう形でモニターする体制を採っています。



4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料には、消費税等に相当する金額がかかります。申込手数料率は、2.1%（税抜 2.0%）を上限として、各取扱販売会社が定めるものとします。

具体的な申込手数料につきましては、販売会社にお問い合わせ頂くか、委託会社のホームページをご覧ください。また、償還乗換、換金乗換に関わる手数料の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

ピムコジャパンリミテッド

ホームページアドレス <http://japan.pimco.com/>

電話番号 03-5777-8150

(9:00-17:00 土、日、祝日は除く)

(2) 換金（解約）手数料

換金（解約）手数料はかかりません。

(3) 信託報酬等

- ① 委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に定めた率を乗じて得た額とします。

直近3回の新発10年固定利付日本国債の利率の平均により、以下の通りとします。

利率の平均	総報酬	委託会社	販売会社	受託会社
2.5%以下の場合	0.70875% (税抜0.675%)	0.39900% (税抜0.380%)	0.28350% (税抜0.270%)	0.02625% (税抜0.025%)
2.5%超 3.5%以下の場合	0.81375% (税抜0.775%)	0.45150% (税抜0.430%)	0.33600% (税抜0.320%)	0.02625% (税抜0.025%)
3.5%超の場合	0.91875% (税抜0.875%)	0.50400% (税抜0.480%)	0.38850% (税抜0.370%)	0.02625% (税抜0.025%)

- ② 前記①に規定する信託報酬の率は、毎月末に見直し、翌月の第一営業日に変更するものとします。
- ③ 信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

(4) その他の手数料等

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産の財務諸表の監査に要する費用、ならびに当該費用に係る消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、監査費用を除く当該費用については、運用状況などに応じて変動するため、具体的な金額および計算方法を示すことができません。
- ② 監査に要する費用は、ファンド全体で年間約 105 万円（税抜 100 万円）とします。
- ③ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用に係る消費税等相当額は、毎計算期末に支弁します。
- ④ 組入れ外国投資信託については費用がかかりません。

当該手数料の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 課税上の取扱い

個人受益者および内国法人である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金を受け取る時

平成23年12月31日まで（特例措置による軽減税率適用期間）	
収益分配金	普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収（申告不要）*となります。 特別分配金は課税されません。
解約金・償還金	解約時および償還時の譲渡益については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税となります。この場合、源泉徴収ありの特定口座については、原則として申告不要です。 なお、解約時および償還時に損失が生じた場合は、確定申告等により、上場株式等の譲渡益および配当所得（配当金や収益分配金等）との間の損益通算が可能です。
平成24年1月1日から	
収益分配金	普通分配金については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収（申告不要）*となります。 特別分配金は課税されません。
解約金・償還金	解約時および償還時の譲渡益については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税となります。この場合、源泉徴収ありの特定口座については、原則として申告不要です。 なお、解約時および償還時に損失が生じた場合は、確定申告等により、上場株式等の譲渡益および配当所得（配当金や収益分配金等）との間の損益通算が可能です。

* 確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用なし）を選択することもできます。

2) 買取請求の取扱い

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金を受け取る時

平成23年12月31日まで	
収益分配金	普通分配金については、7%（所得税のみ）の税率による源泉徴収となります。 特別分配金は課税されません。
解約金・償還金	解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）の税率による源泉徴収となります。
平成24年1月1日から	
収益分配金	普通分配金については、15%（所得税のみ）の税率による源泉徴収となります。 特別分配金は課税されません。
解約金・償還金	解約時および償還時の個別元本超過額については、15%（所得税のみ）の税率による源泉徴収となります。

- 2) 益金不算入制度
当ファンドには、益金不算入制度の適用はありません。

◆個別元本について

- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合等により把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
- 3) 収益分配金発生時に、その個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

◆個別元本超過額について

- 1) 償還金・解約金を受け取る場合、1口当たりの課税前の受取金額（解約金については、信託財産留保額がある場合は、信託財産留保額を差し引いた額）が前記の1口当たりの個別元本を上回る金額をいいます。
- 2) この個別元本超過額が所得税および地方税の課税の対象となります。

◆普通分配金と特別分配金について

- 1) 収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - ・収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ・収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した金額が普通分配金となります。

- ※ 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。
ファンドの会計上・税務上の取扱いについては、あらかじめ会計士・税理士にご確認ください。

5 運用状況

(1) 投資状況

(平成22年3月31日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	バミューダ	582,180,857	99.05
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	5,584,017	0.95
合計(純資産総額)	—	587,764,874	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

(平成22年3月31日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量 (口)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託 受益証券	PIMCOバミューダ 変動利付日本国債 U.S. ストラテジー・ ファンド	25,095	9,328	234,110,558	9,343	234,462,585	39.89
バミューダ	投資信託 受益証券	PIMCOバミューダ 変動利付日本国債 フォーリン・ストラ テジー・ファンド	37,213	9,324	347,010,220	9,344	347,718,272	59.16

種類別投資比率(平成22年3月31日現在)

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	99.05
合計	99.05

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

② 投資不動産物件(平成22年3月31日現在)

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの(平成22年3月31日現在)

該当事項はありません。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

平成22年3月31日および同日1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
第1期	(平成17年3月10日)	2,212	2,212	1.0047	1.0047
第2期	(平成17年6月10日)	2,899	2,903	0.9992	1.0007
第3期	(平成17年9月12日)	2,879	2,882	0.9932	0.9945
第4期	(平成17年12月12日)	2,556	2,559	0.9678	0.9689
第5期	(平成18年3月10日)	2,452	2,455	0.9499	0.9512
第6期	(平成18年6月12日)	1,869	1,873	0.9475	0.9493
第7期	(平成18年9月11日)	1,818	1,822	0.9444	0.9468
第8期	(平成18年12月11日)	1,766	1,771	0.9363	0.9389
第9期	(平成19年3月12日)	1,644	1,648	0.9314	0.9337
第10期	(平成19年6月11日)	1,614	1,614	0.9207	0.9207
第11期	(平成19年9月10日)	1,577	1,577	0.9271	0.9271
第12期	(平成19年12月10日)	932	932	0.9347	0.9347
第13期	(平成20年3月10日)	870	870	0.9372	0.9372
第14期	(平成20年6月10日)	826	826	0.8995	0.8995
第15期	(平成20年9月10日)	770	770	0.8897	0.8897
第16期	(平成20年12月10日)	694	694	0.8257	0.8257
第17期	(平成21年3月10日)	707	707	0.8519	0.8519
第18期	(平成21年6月10日)	730	730	0.8856	0.8856
第19期	(平成21年9月10日)	577	577	0.9216	0.9216
第20期	(平成21年12月10日)	583	583	0.9314	0.9314
第21期	(平成22年3月10日)	593	593	0.9473	0.9473
	平成21年3月末日	706	—	0.8509	—
	平成21年4月末日	712	—	0.8635	—
	平成21年5月末日	730	—	0.8852	—
	平成21年6月末日	734	—	0.8904	—
	平成21年7月末日	747	—	0.9061	—
	平成21年8月末日	576	—	0.9209	—
	平成21年9月末日	579	—	0.9253	—
	平成21年10月末日	584	—	0.9332	—
	平成21年11月末日	584	—	0.9326	—
	平成21年12月末日	585	—	0.9347	—
	平成22年1月末日	591	—	0.9444	—
	平成22年2月末日	592	—	0.9460	—
	平成22年3月末日	587	—	0.9485	—

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

② 分配の推移

期	計算期間	1口当たりの分配金 (円)
第1期	自 平成16年11月4日 至 平成17年3月10日	0.0000
第2期	自 平成17年3月11日 至 平成17年6月10日	0.0015
第3期	自 平成17年6月11日 至 平成17年9月12日	0.0013
第4期	自 平成17年9月13日 至 平成17年12月12日	0.0011
第5期	自 平成17年12月13日 至 平成18年3月10日	0.0013
第6期	自 平成18年3月11日 至 平成18年6月12日	0.0018
第7期	自 平成18年6月13日 至 平成18年9月11日	0.0024
第8期	自 平成18年9月12日 至 平成18年12月11日	0.0026
第9期	自 平成18年12月12日 至 平成19年3月12日	0.0023
第10期	自 平成19年3月13日 至 平成19年6月11日	0.0000
第11期	自 平成19年6月12日 至 平成19年9月10日	0.0000
第12期	自 平成19年9月11日 至 平成19年12月10日	0.0000
第13期	自 平成19年12月11日 至 平成20年3月10日	0.0000
第14期	自 平成20年3月11日 至 平成20年6月10日	0.0000
第15期	自 平成20年6月11日 至 平成20年9月10日	0.0000
第16期	自 平成20年9月11日 至 平成20年12月10日	0.0000
第17期	自 平成20年12月11日 至 平成21年3月10日	0.0000
第18期	自 平成21年3月11日 至 平成21年6月10日	0.0000
第19期	自 平成21年6月11日 至 平成21年9月10日	0.0000
第20期	自 平成21年9月11日 至 平成21年12月10日	0.0000
第21期	自 平成21年12月11日 至 平成22年3月10日	0.0000

③ 収益率の推移

期	計算期間	収益率 (%)
第1期	自 平成16年11月4日 至 平成17年3月10日	0.5
第2期	自 平成17年3月11日 至 平成17年6月10日	△0.4
第3期	自 平成17年6月11日 至 平成17年9月12日	△0.5
第4期	自 平成17年9月13日 至 平成17年12月12日	△2.4
第5期	自 平成17年12月13日 至 平成18年3月10日	△1.7
第6期	自 平成18年3月11日 至 平成18年6月12日	△0.1
第7期	自 平成18年6月13日 至 平成18年9月11日	△0.1
第8期	自 平成18年9月12日 至 平成18年12月11日	△0.6
第9期	自 平成18年12月12日 至 平成19年3月12日	△0.3
第10期	自 平成19年3月13日 至 平成19年6月11日	△1.1
第11期	自 平成19年6月12日 至 平成19年9月10日	0.7
第12期	自 平成19年9月11日 至 平成19年12月10日	0.8
第13期	自 平成19年12月11日 至 平成20年3月10日	0.3
第14期	自 平成20年3月11日 至 平成20年6月10日	△4.0
第15期	自 平成20年6月11日 至 平成20年9月10日	△1.1
第16期	自 平成20年9月11日 至 平成20年12月10日	△7.2
第17期	自 平成20年12月11日 至 平成21年3月10日	3.2
第18期	自 平成21年3月11日 至 平成21年6月10日	4.0
第19期	自 平成21年6月11日 至 平成21年9月10日	4.1
第20期	自 平成21年9月11日 至 平成21年12月10日	1.1
第21期	自 平成21年12月11日 至 平成22年3月10日	1.7

6 手続等の概要

① 申込（販売）手続等

1) お申込みの受付場所

ファンドの取得のお申込みは、販売会社の本支店営業所等において取り扱います。

2) 申込単位

一般口：1口以上1口単位

累投口：1円以上1円単位

※上記は最低申込単位です。販売会社は受益権の申込単位をそれぞれ定めることができます。具体的な申込単位につきましては、販売会社にお問い合わせください。また、販売会社によってはいずれか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

3) 申込受付日、不可日および受付時間

- ニューヨーク証券取引所の休業日を除く毎日、お申込みが可能です。
- 原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- 金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付中止および既に受け付けたお申込みの取消しを行うことがあります。
- 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

4) 申込価額

お申込日の翌営業日の基準価額

なお、お申込金額には、2.1%（税抜 2.0%）を上限として、各取扱販売会社が定める手数料および手数料にかかる消費税等が加算されます。

5) 乗換優遇措置について

<償還乗換優遇措置>

受益者は、償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額）で取得する口数に係る申込手数料が無料または割引となる措置の適用を受けられることがあります。この措置の採用については販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

なお、この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

<換金乗換優遇措置>

受益者は、信託期間終了日の1年前以内等の一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行った販売会社において受益権の取得申込みをする場合、手数料率が割引となる措置の適用を受けられることがあります。この措置の採用については販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

② 換金（解約）手続等

<解約請求による換金>

1) 換金請求の受付場所

ファンドの換金のお申込みは、販売会社の本支店営業所等において取り扱います。

2) 換金単位

1口単位をもって換金を請求することができます。

3) 換金請求の受付日および受付時間

- ニューヨーク証券取引所の休業日を除く毎日、換金のお申込みが可能です。
- ただし、換金のお申込日から解約金の支払開始日までの期間中（換金の請求日および解約金の支払開始日を除く）の全ての日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合には換金のお申込みをお受けできません。
- 原則として、午後3時まで、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- 金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金請求の受付中止および既に受け付けた請求の取消しを行うことがあります。
- 換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

4) 解約価額

換金のお申込日の翌営業日の基準価額

なお、ご解約の際、換金（解約）手数料はかかりません。

5) 換金の制限について

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

<買取請求による換金>

買取請求による換金については、販売会社により取扱いが異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

7 管理及び運営の概要

(1) 資産の評価

基準価額の計算方法

信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た純資産総額を、計算日における受益権総口数で除した金額を基準価額とします。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

無期限とします（平成16年11月4日設定）。

(4) 計算期間

毎年3月11日から6月10日、6月11日から9月10日、9月11日から12月10日および12月11日から翌年3月10日までとすることを原則とします。

各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) その他

1) 信託の終了

- (a) 委託会社は、信託期間中に、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむをえない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。
- (b) 委託会社は、前記(a)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (c) 前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (d) 前記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前記(a)の信託契約の解約を行いません。
- (e) 委託会社は、信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、

原則として、公告を行いません。

- (f) 前記(c)から(e)の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記(c)の一定の期間が一月を下らずその公告および書面の交付を行うことが困難な場合は、適用しないものとします。
 - (g) 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
 - (h) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記4) (d)に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
 - (i) 受託会社が、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した後、または委託会社または受益者の請求にもとづき裁判所が受託会社を解任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 2) 収益分配金、一部解約金ならびに償還金の支払日および時効
- (a) 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に販売会社において支払います。
なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。また、「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
 - (b) 一部解約金は、一部解約の請求を受け付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から支払います。
 - (c) 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に販売会社において支払います。
なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有

している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- (d) 受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は、委託会社に帰属します。

3) 運用報告書

委託会社は、年2回（3月および9月の計算期間終了日後）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、知れている受益者に、販売会社を通じて交付します。

4) 信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときは、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。
- (b) 委託会社は、前記(a)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を本信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、本信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (c) 前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (d) 前記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前記(a)の信託約款の変更を行いません。
- (e) 委託会社は、前記(d)の規定により信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を本信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、本信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

5) 反対者の買取請求権

前記1)の信託の終了または前記4)の信託約款の変更を行う場合において、前記1)(c)または前記4)(c)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

6) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

7) 関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結する受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、契約締結日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社、販売会社のいずれからも何等の意思表示のないときは、原則として自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

(6) 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金受領権

- 1) 受益者は、ファンドの収益分配金を、持分に応じて受領する権利を有します。
- 2) 受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は、委託会社に帰属します。

② 償還金受領権

- 1) 受益者は、ファンドの償還金を、持分に応じて受領する権利を有します。
- 2) 受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は、委託会社に帰属します。

③ 解約請求権

受益者は、受益権の解約を販売会社を通じて、委託会社に請求することができます。

④ 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧の請求をすることができます。

第2 財務ハイライト情報

- 財務ハイライト情報は、投資信託説明書（請求目論見書）の「第4 ファンドの経理状況」から抜粋して記載したものです。
- ファンドは、前特定期間（平成21年3月11日より平成21年9月10日まで）及び、当特定期間（平成21年9月11日より平成22年3月10日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人により監査を受けております。

(1) 貸借対照表

科 目	期 別	注記 番号	前 期	当 期
			(平成21年9月10日現在)	(平成22年3月10日現在)
			金 額 (円)	金 額 (円)
資 産 の 部				
流 動 資 産				
金 銭 信 託			904,225	25,631
コ ー ル ・ ロ ー ン			6,839,752	11,518,151
投 資 信 託 受 益 証 券			567,055,060	583,127,699
未 収 配 当 金			3,955,596	—
未 収 利 息			16	15
流 動 資 産 合 計			578,754,649	594,671,496
資 産 合 計			578,754,649	594,671,496
負 債 の 部				
流 動 負 債				
未 払 受 託 者 報 酬			46,573	38,126
未 払 委 託 者 報 酬			1,210,941	991,379
そ の 他 未 払 費 用			262,500	262,500
流 動 負 債 合 計			1,520,014	1,292,005
負 債 合 計			1,520,014	1,292,005
純 資 産 の 部				
元 本 等				
元 本			626,317,818	626,401,278
剰 余 金				
期末剰余金又は期末欠損金 (△)			△49,083,183	△33,021,787
(分 配 準 備 積 立 金)			17,105,182	20,741,647
元 本 等 合 計			577,234,635	593,379,491
純 資 産 合 計			577,234,635	593,379,491
負 債 純 資 産 合 計			578,754,649	594,671,496

(2) 損益及び剰余金計算書

期 別 科 目	注記 番号	前 期	当 期
		自 平成21年3月11日 至 平成21年9月10日 金 額 (円)	自 平成21年9月11日 至 平成22年3月10日 金 額 (円)
営 業 収 益			
受 取 配 当 金		3,955,596	4,109,927
受 取 利 息		5,702	3,121
有 価 証 券 売 買 等 損 益		55,233,188	14,536,538
営 業 収 益 合 計		59,194,486	18,649,586
営 業 費 用			
受 託 者 報 酬		93,960	76,240
委 託 者 報 酬		2,442,841	1,982,249
そ の 他 費 用		525,000	525,000
営 業 費 用 合 計		3,061,801	2,583,489
営業利益又は営業損失(△)		56,132,685	16,066,097
経常利益又は経常損失(△)		56,132,685	16,066,097
当期純利益又は当期純損失(△)		56,132,685	16,066,097
一部解約に伴う当期 純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期 純損失金額の分配額(△)		5,730,760	769
期首剰余金又は期首欠損金(△)		△122,977,578	△49,083,183
剰余金増加額又は 欠損金減少額		23,516,074	8,423
当期一部解約に伴う 剰余金増加額又は 欠損金減少額		23,516,074	8,423
剰余金減少額又は欠損金増加額		23,604	12,355
当期追加信託に伴う 剰余金減少額又は 欠損金増加額		23,604	12,355
分 配 金		—	—
期 末 剰 余 金 又 は 期 末 欠 損 金 (△)		△49,083,183	△33,021,787

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	前 期 自 平成21年3月11日 至 平成21年9月10日	当 期 自 平成21年9月11日 至 平成22年3月10日
有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあつては、当該投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	投資信託受益証券 同左

第3 内国投資信託受益証券事務の概要

(1) 名義書換の手續等

ファンドの受益権は、振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

作成いたしません。

(3) 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

(4) 譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。

(5) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第4 ファンドの詳細情報の項目

下記の項目の内容（有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」）について、投資信託説明書（請求目論見書）に記載しております。

投資信託説明書（請求目論見書）のご請求は、お申込みの取扱販売会社にお問い合わせください。

また、インターネットのEDINET(エディネット)のホームページ (<http://info.edinet-fsa.go.jp/>) でも、ご覧いただくことができます。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表

2 ファンドの現況

純資産額計算書

- I 資産総額
- II 負債総額
- III 純資産総額(I - II)
- IV 発行済口数
- V 1口当たり純資産額(III / IV)

第5 設定及び解約の実績

追加型証券投資信託

ピムコ変動利付日本国債オープン

約款

ピムコジャパンリミテッド

＜追加型証券投資信託 ピムコ変動利付日本国債オープン＞

運用の基本方針

約款第 16 条の規定に基づき、委託者が定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、外国投資信託の受益証券に投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国投資信託の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

設定当初、変動利付日本国債を主な投資対象として元本の維持に配慮した慎重な運用を行う以下の外国投資信託の受益証券に投資を行います。

バミューダ籍円建外国投資信託

PIMCO バミューダ 変動利付日本国債 U.S. ストラテジー・ファンド

PIMCO バミューダ 変動利付日本国債 フォーリン・ストラテジー・ファンド

各外国投資信託の受益証券への投資比率は、原則として、市況動向及び投資対象ファンドの収益性などを勘案して決定します。

ただし、資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 上記外国投資信託の受益証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第 66 条第 1 号に規定する短期社債、保険業法第 61 条の 10 第 1 項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第 2 条第 8 項に規定する特定短期社債、信用金庫法第 54 条の 4 第 1 項に規定する短期債および農林中央金庫法第 62 条の 2 第 1 項に規定する短期農林債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ② 上記外国投資信託の受益証券への投資割合に制限を設けません。
- ③ 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。
- ④ 外貨建資産への直接投資は行いません。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り、収益分配を行う方針です。ただし、第1期計算期末は分配を行わないものとします。

① 分配対象額の範囲

利益金額から諸経費、信託報酬および信託報酬等に係る消費税等を控除した金額とします。

② 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

③ 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託
ピムコ変動利付日本国債オープン
約款

【信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託】

第1条 この信託は証券投資信託であり、ピムコジャパンリミテッドを委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

③ 受託者は信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

第2条 委託者は、金1,663,004,136円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

② 委託者は、受託者との合意の上、金1,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第37条第1項、第38条第1項、第39条第1項および第41条第2項の規定による解約の日までとします。

【受益権の取得の申込みの勧誘の種類】

第4条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については1,663,004,136口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにした

がい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

【信託日時異なる受益権の内容】

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在

の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとし、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行いません。

【受益権の申込単位および価額】

第11条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は受益権の申込単位をそれぞれ定めることもできます。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、受益権の取得の申込に応じないものとし、
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに

当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、手数料ならびに当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑤ 証券投資信託の受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものを言います。以下本項において同じ。）にあつては、当初の信託終了日まで当該信託の受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヶ月以内に、当該償還金の支払を受けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあつては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払を受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

- ⑥ 追加型証券投資信託の受益権を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益権の買取請求にかかる売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払を受けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑦ 第4項、第5項および第6項の手数は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑧ 第4項の規定にかかわらず、受益者が「自動けいぞく投資約款」に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第26条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑨ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条

第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第 12 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第 13 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第 14 条 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 3 条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

【運用の指図範囲】

第 15 条 委託者は、信託金を、主として次の外国投資信託の受益証券ならびに有価証券に投資することを指図します。

1. PIMCO バミューダ 変動利付日本国債 U.S. ストラテジー・ファンド

2. PIMCO バミューダ 変動利付日本国債 フォーリン・ストラテジー・ファンド
 3. 短期社債等（社振法第 66 条第 1 号に規定する短期社債、保険業法第 61 条の 10 第 1 項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第 2 条第 8 項に規定する特定短期社債、信用金庫法第 54 条の 4 第 1 項に規定する短期債および農林中央金庫法第 62 条の 2 第 1 項に規定する短期農林債をいいます。）および
コマーシャル・ペーパー
- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動などへの対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる有価証券および金融商品により運用することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（元本補てん契約のある金銭信託の受益権をいいます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

【運用の基本方針】

第 16 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【信託業務の委託等】

第 17 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第18条 (削除)

【混蔵寄託】

第19条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

- ② 信託財産に属する外国投資信託の受益証券については、受託者名義で当該外国投資信託の発行国の投資先信託管理会社において混蔵寄託され、投資先信託管理会社の当該国内の諸法令及び慣行ならびに投資先信託管理会社の諸規則等に従って保管されることがあります。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第20条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第21条 委託者は、信託財産に属する外国投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第22条 委託者は、前条の規定による一部解約金の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、外国投資信託の受益証券に係る収益分配金および有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- ⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第24条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第25条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第26条 この信託の計算期間は、毎年3月11日から6月10日、6月11日から9月10日、9月11日から12月10日および12月11日から翌年3月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、平成16年11月4日から平成17年3月10

日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第27条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務等の諸費用】

第28条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税等相当額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項に規定する信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税等は毎計算期末に支弁します。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

第29条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第26条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次の各号に定めた率を乗じて得た額とします。

1. 新規発行された10年日本国債の表面利率について、直近3回の平均値が2.5%以下の場合

年10,000分の67.5

2. 新規発行された10年日本国債の表面利率について、直近3回の平均値が2.5%超3.5%以下の場合

年10,000分の77.5

3. 新規発行された10年日本国債の表面利率について、直近3回の平均値が3.5%を超える場合

年10,000分の87.5

- ② 前項に規定する信託報酬の率は、毎月末毎に見直し、翌月の第一営業日に変更するものとします。
- ③ 第1項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ④ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

【収益分配】

第 30 条 委託者は、毎計算期末に、原則として次項に規定する分配対象収益の範囲内で分配を行います。ただし、第 1 期計算期末は分配を行わないものとします。

- ② 分配対象収益は、利益金額から諸経費、信託報酬および信託報酬等に係る消費税等を控除した金額とします。
- ③ 委託者は、第 1 項の規定にもかかわらず、基準価額水準、市況動向等を勘案した上で、分配を行わないこともあります。収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用します。
- ④ 信託財産から生ずる毎計算期末における利益および損失は、次の方法により処理します。
 1. 分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および信託報酬等に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および信託報酬等に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
 3. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金の支払いおよび再投資等】

第 31 条 委託者は、収益分配金を、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者が指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 34 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ② 前項に規定する収益分配金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ③ 第 1 項の規定にもかかわらず、「自動けいぞく投資約款」に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むこ

とにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、遅滞なく受益者からの収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ④ 第35条第4項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定にかかわらず、第1項の規定にしたがい受益者に支払います。
- ⑤ 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責】

第32条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第33条第1項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第33条第2項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【償還金および一部解約金の支払い】

第33条 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- ② 一部解約金は、第35条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ③ 前2項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種

金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

- ④ 償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第 34 条 受益者が、収益分配金については第 31 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 33 条第 1 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【一部解約】

第 35 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき委託者に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ③ 前 2 項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、受益権の一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ④ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第 3 項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日

以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。)を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。

【質権口記載又は記録の受益権の取り扱い】

第36条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第37条 委託者は、第3条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむをえない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約を行いません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 前3項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずその公告および書面の交付を行うことが困難な場合は、適用しないものとします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定に従うものとします。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定に従い、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときは、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更を行いません。
- ⑤ 委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信

託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第 43 条 第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 37 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を延べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【公告】

第 44 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第 45 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

第 1 条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2 条 第 31 条第 5 項および第 33 条第 4 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 3 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 9 条、第 10 条、第 12 条から第 14 条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託約款を締結します。

平成 16 年 11 月 4 日

委託者 (本店)
英領ヴァージン諸島、トートラ、ロードタウン、
ピー・オー・ボックス 800、
フォリオ・チェンバーズ
(東京支店)
東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 28 号
虎ノ門タワーズオフィス
ピムコジャパンリミテッド

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱UFJ信託銀行株式会社

<用語集>

-あ-	委託会社 (投資信託委託会社)	ファンドを設定し、販売会社が集めた資金の運用の指図、目論見書（投資信託説明書）や運用報告書の作成、基準価額の計算等を行う会社です。「委託者」ともいいます。
	運用報告書	ファンドの運用状況を説明する報告書のこと。ファンドの計算期間ごと（ただし、計算期間が6ヵ月未満のファンドについては6ヵ月ごと）に委託会社が作成し、販売会社を通じてファンドの保有者（受益者）に交付されます。
-か-	外国投資信託	外国において外国の法令に基づいて設定・運用されるファンドです。国内の公募ファンドが投資対象とすることができる外国投資信託は、投資家保護上必要な様々な選別基準を満たしたもののみです。
	監査費用	公募ファンドでは公認会計士などの有資格者によるファンドの会計監査が義務付けられおり、その対価として支払われる費用のことです。
	基準価額	ファンドの資産総額から負債総額を差し引いた金額（純資産総額）をそのときのファンドの発行済受益権口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。ファンドを買い付ける際や換金する際の基準となるもので、通常、毎営業日に計算・公表されています。
	個別元本	受益者ごとのファンドの買付価額のこと。同じファンドを複数回取得した場合には、追加取得のつど、取得口数に応じて加重平均されます。
-さ-	自動けいぞく投資	収益分配金を、受益者に払い出す代わりに、税引き後自動的にそのファンドに再投資することをいいます。通常、再投資時には手数料がかかりません。
	収益分配金	ファンドの決算時に受益者に支払われる収益金のこと。収益の源泉はファンドに組み入れた有価証券等から生ずる利子・配当、売買益・評価益などの合計額から経費を差し引いた額であり、分配方針に従って受益権口数に応じて各受益者に平等に分配されます。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配が行われないこともあります。
	受益権	ファンドの受益者としての権利のこと。受益権は均等に分割され、分割された受益権により譲渡および権利の行使が行われます。

	受益者	ファンドを購入・保有している投資家のこと。
	受託会社	ファンドの運用資産（信託財産）を保管・管理する会社（通常は信託銀行）のこと。「受託者」ともいいます。
	純資産総額	ファンドに組み入れられている有価証券の時価、現預金、利息・配当金の合計額からファンドの運用に要した費用などの負債額を差し引いた額のこと。
	償還	ファンドの信託期間が終了し、受益者に運用成果として償還金を支払うことをいいます。ただし、信託期間の終了前に償還することもあります。
	信託期間	ファンドごとに定められたファンドの存続期間のこと。運用開始日から運用終了日までの期間をいいます。
	信託設定日	ファンドの運用開始日のこと。
	信託報酬	運用を行う委託会社、販売を行う販売会社、投資信託財産の管理を行う受託会社に対して、それら業務の対価としてファンドから支払われる報酬のこと。
	信託約款	ファンドの具体的な仕組みや運営・管理などの細目を規定したものの。委託会社と受託会社は、この信託約款にもとづいて投資信託契約を締結し、ファンドの運営・管理などを行います。
一た一	投資信託	投資家から集めた資金をひとまとめの基金にして専門家が運用し、その成果を投資家に還元する仕組みの金融商品で、「ファンド」ともいわれます。ファンドの存続期間中に原則としていつでも購入することができる「追加型投資信託」と、設定当初の募集期間が終了した後は購入できない「単位型投資信託」とがあります。
	投資信託説明書	「目論見書」の欄をご参照ください。
	特別分配金	追加型投資信託において収益分配金が支払われた際、分配落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回る部分に相当する金額を特別分配金(残余の部分は普通分配金)といい、非課税となります。
一は一	ファンド・オブ・ファンズ	ファンドに投資するファンドのことです。
	普通分配金	追加型投資信託において収益分配金が支払われた際、分配落ち後の基準価額が個別元本と同額または上回る場合には全額が普通分配金となり、所得税・地方税がかかります。

	ベンチマーク	<p>ファンドを運用する際に目標とする基準、あるいは運用成果を評価する基準のことをいいます。ベンチマークはそれぞれのファンドが投資対象とする市場や有価証券の種類等によって異なり、例えば、投資対象が国内の上場株式の場合には日経平均株価やTOPIX（東証株価指数）などが、また、投資対象が海外株式の場合には各国の代表的な株価指数やMSCIの各種インデックスなどが多く利用されます。</p> <p>当ファンドではNOMURA変動利付国債インデックスをベンチマークとして使用しています。当インデックスは、変動利付日本国債市場全体を網羅し、市場全体の動きを捉える指標となっております。</p>
一まー	申込手数料	<p>ファンドの取得申込みの際、投資家が販売会社に支払う手数料のこと。「販売手数料」、「募集手数料」ともいいます。</p>
	目論見書	<p>ファンドの販売時にあらかじめまたは同時に投資家にお渡ししなければならない説明資料のこと。ファンドの運用方針や特徴など、投資にあたって必要な情報が記載されており、「投資信託説明書」と呼ばれることが多くなっています。ファンドを購入する投資家に必ず交付しなければならない「交付目論見書」と、投資家からの請求があれば交付しなければならない「請求目論見書」の2部制となっています。</p>
一やー	有価証券届出書	<p>ファンドを募集する場合に、財務局に提出しなければならない書類のこと。運用方針、信託約款の内容などファンドの仕組みや、申込場所（販売会社）や手数料など販売にかかわる事項などが記載されています。</p>

投資信託説明書
(請求目論見書)

2010.6

ピムコ変動利付日本国債オープン

<愛称：フローター・プラス>

追加型投信 / 内外 / 債券

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
課税上は株式投資信託として取り扱われます。

1. ピムコ変動利付日本国債オープン（以下「ファンド」といいます。）の受益権の募集については、委託会社であるピムコジャパンリミテッドは、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を平成21年12月10日に関東財務局長に提出しており、平成21年12月11日にその届出の効力が発生しております。また、有価証券届出書の訂正届出書を平成22年6月10日に関東財務局長に提出しております。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき投資家から請求があったときに交付を行う目論見書です。
3. ファンドは、主に外国投資信託の受益証券に投資を行い、投資対象とする外国投資信託は主に円建または外貨建の公社債等に投資します。組入債券は、金利の変動や債券発行者の経営・財務状況の変化等で値動きし、為替相場の影響も受けるため、ファンドの基準価額も変動します。また、低格付債券については、上位に格付けされた債券に比べて、利払い・元本返済の不履行または遅滞等のいわゆるデフォルト・リスクが高くなります。したがって、ファンドは元金が保証されている商品ではありません。
4. ファンドは、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、銀行などの登録金融機関は、投資者保護基金に加入しておりません。信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。ファンドの受益権の取得申込者は、ファンドの投資目的およびリスク要因を十分に認識することが求められます。

目 次

	頁
第1 ファンドの沿革.....	1
第2 手 続 等.....	1
1 申込（販売）手続等.....	1
2 換金（解約）手続等.....	2
第3 管 理 及 び 運 営.....	3
1 資産管理等の概要.....	3
(1) 資産の評価.....	3
(2) 保管.....	3
(3) 信託期間.....	3
(4) 計算期間.....	3
(5) その他.....	3
2 受益者の権利等.....	6
第4 ファンドの経理状況.....	7
1 財務諸表.....	10
(1) 貸借対照表.....	10
(2) 損益及び剰余金計算書.....	11
(3) 注記表.....	12
(4) 附属明細表.....	14
2 ファンドの現況.....	24
純資産額計算書.....	24
第5 設 定 及 び 解 約 の 実 績.....	25

第1 ファンドの沿革

平成16年11月4日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

平成19年 1月4日 保管振替制度への移行

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

1) お申込みの受付場所

ファンドの取得のお申込みは、販売会社の本支店営業所等において取り扱います。

2) 申込単位

一般口：1口以上1口単位

累投口：1円以上1円単位

※上記は最低申込単位です。販売会社は受益権の申込単位をそれぞれ定めることができます。具体的な申込単位につきましては、販売会社にお問い合わせください。また、販売会社によってはいずれか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

3) 申込受付日、不可日および受付時間

- ニューヨーク証券取引所の休業日を除く毎日、お申込みが可能です。
- 原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- 金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付中止および既に受け付けたお申込みの取消しを行うことがあります。
- 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

4) 申込価額

お申込日の翌営業日の基準価額

なお、お申込金額には、2.1%（税抜 2.0%）を上限として、各取扱販売会社が定める手数料および手数料にかかる消費税等が加算されます。

5) 乗換優遇措置について

<償還乗換優遇措置>

受益者は、償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還

金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額）で取得する口数に係る申込手数料が無料または割引となる措置の適用を受けられることがあります。この措置の採用については販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

なお、この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

<換金乗換優遇措置>

受益者は、信託期間終了日の1年前以内等の一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行った販売会社において受益権の取得申込みをする場合、手数料率が割引となる措置の適用を受けられることがあります。この措置の採用については販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2 換金（解約）手続等

<解約請求による換金>

1) 換金請求の受付場所

ファンドの換金のお申込みは、販売会社の本支店営業所等において取り扱います。

2) 換金単位

1口単位をもって換金を請求することができます。

3) 換金請求の受付日および受付時間

- ニューヨーク証券取引所の休業日を除く毎日、換金のお申込みが可能です。
- ただし、換金のお申込日から解約金の支払開始日までの期間中（換金の請求日および解約金の支払開始日を除く）の全ての日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合には換金のお申込みをお受けできません。
- 原則として、午後3時まで、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- 金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金請求の受付中止および既に受け付けた請求の取消しを行うことがあります。
- 換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

4) 解約価額

換金のお申込日の翌営業日の基準価額

なお、ご解約の際、換金（解約）手数料はかかりません。

5) 換金の制限について

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

<買取請求による換金>

買取請求による換金については、販売会社により取扱いが異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

① 基準価額の計算方法

信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額を基準価額とします。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

② 基準価額の算出

基準価額は原則として委託会社の営業日において日々算出されます。

③ 基準価額の照会方法等

※直近の基準価額につきましては、販売会社にお問い合わせ頂くか、委託会社のホームページをご覧ください。

ピムコジャパンリミテッド

ホームページアドレス <http://japan.pimco.com/>

電話番号 03-5777-8150

(9:00-17:00 土、日、祝日は除く)

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

無期限とします（平成16年11月4日設定）。

(4) 計算期間

毎年3月11日から6月10日、6月11日から9月10日、9月11日から12月10日および12月11日から翌年3月10日までとすることを原則とします。

各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) その他

① 信託の終了

(a) 委託会社は、信託期間中に、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむをえない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

(b) 委託会社は、前記(a)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (c) 前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - (d) 前記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前記(a)の信託契約の解約を行いません。
 - (e) 委託会社は、信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - (f) 前記(c)から(e)の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記(c)の一定の期間が一月を下らずその公告および書面の交付を行うことが困難な場合は、適用しないものとします。
 - (g) 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
 - (h) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記④(d)に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
 - (i) 受託会社が、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した後、または委託会社または受益者の請求にもとづいて裁判所が受託会社を解任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 収益分配金、一部解約金ならびに償還金の支払日および時効
- (a) 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に販売会社において支払います。
なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。また、「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
 - (b) 一部解約金は、一部解約の請求を受け付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から支払います。
 - (c) 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者と

します。)に販売会社において支払います。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

(d) 受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は、委託会社に帰属します。

③ 運用報告書

委託会社は、年2回(3月および9月の計算期間終了日後)および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、知っている受益者に、販売会社を通じて交付します。

④ 信託約款の変更

(a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときは、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

(b) 委託会社は、前記(a)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(c) 前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(d) 前記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前記(a)の信託約款の変更を行いません。

(e) 委託会社は、前記(d)の規定により信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑤ 反対者の買取請求権

前記①の信託の終了または前記④の信託約款の変更を行う場合において、前記①(c)または前記④(c)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

⑥ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

- ⑦ 関係法人との契約の更改等に関する手続き
委託会社と販売会社との間で締結する受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、契約締結日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社、販売会社のいずれからも何等の意思表示のないときは、原則として自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

2 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金受領権

- 1) 受益者は、ファンドの収益分配金を、持分に応じて受領する権利を有します。
- 2) 受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は、委託会社に帰属します。

② 償還金受領権

- 1) 受益者は、ファンドの償還金を、持分に応じて受領する権利を有します。
- 2) 受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は、委託会社に帰属します。

③ 解約請求権

受益者は、受益権の解約を販売会社を通じて、委託会社に請求することができます。

④ 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧の請求をすることができます。

第4 ファンドの経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2、及び「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年内閣府令第35号）附則第16条の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成21年3月11日より平成21年9月10日まで）及び、当特定期間（平成21年9月11日より平成22年3月10日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成21年11月5日

ピムコジャパンリミテッド

日本における代表者 高野 真 殿

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士

加藤 真美



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピムコ変動利付日本国債オープンの平成21年3月11日から平成21年9月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピムコ変動利付日本国債オープンの平成21年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ピムコジャパンリミテッド及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成22年5月12日

ピムコジャパンリミテッド

日本における代表者 高野 真 殿

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士

加藤真美



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピムコ変動利付日本国債オープンの平成21年9月11日から平成22年3月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピムコ変動利付日本国債オープンの平成22年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ピムコジャパンリミテッド及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 財務諸表

ピムコ変動利付日本国債オープン

(1) 貸借対照表

科 目	期 別	注記 番号	前 期	当 期
			(平成21年9月10日現在)	(平成22年3月10日現在)
			金 額 (円)	金 額 (円)
資 産 の 部				
流 動 資 産				
金 銭 信 託			904,225	25,631
コ ー ル ・ ロ ー ン			6,839,752	11,518,151
投 資 信 託 受 益 証 券			567,055,060	583,127,699
未 収 配 当 金			3,955,596	—
未 収 利 息			16	15
流 動 資 産 合 計			578,754,649	594,671,496
資 産 合 計			578,754,649	594,671,496
負 債 の 部				
流 動 負 債				
未 払 受 託 者 報 酬			46,573	38,126
未 払 委 託 者 報 酬			1,210,941	991,379
そ の 他 未 払 費 用			262,500	262,500
流 動 負 債 合 計			1,520,014	1,292,005
負 債 合 計			1,520,014	1,292,005
純 資 産 の 部				
元 本 等				
元 本			626,317,818	626,401,278
剰 余 金				
期末剰余金又は期末欠損金 (△)			△49,083,183	△33,021,787
(配 分 準 備 積 立 金)			17,105,182	20,741,647
元 本 等 合 計			577,234,635	593,379,491
純 資 産 合 計			577,234,635	593,379,491
負 債 純 資 産 合 計			578,754,649	594,671,496

(2) 損益及び剰余金計算書

期 別 科 目	注記 番号	前 期	当 期
		自 平成21年3月11日 至 平成21年9月10日 金 額 (円)	自 平成21年9月11日 至 平成22年3月10日 金 額 (円)
営 業 収 益			
受 取 配 当 金		3,955,596	4,109,927
受 取 利 息		5,702	3,121
有 価 証 券 売 買 等 損 益		55,233,188	14,536,538
営 業 収 益 合 計		59,194,486	18,649,586
営 業 費 用			
受 託 者 報 酬		93,960	76,240
委 託 者 報 酬		2,442,841	1,982,249
そ の 他 費 用		525,000	525,000
営 業 費 用 合 計		3,061,801	2,583,489
営業利益又は営業損失(△)		56,132,685	16,066,097
経常利益又は経常損失(△)		56,132,685	16,066,097
当期純利益又は当期純損失(△)		56,132,685	16,066,097
一部解約に伴う当期 純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期 純損失金額の分配額(△)		5,730,760	769
期首剰余金又は期首欠損金(△)		△122,977,578	△49,083,183
剰余金増加額又は 欠損金減少額		23,516,074	8,423
当期一部解約に伴う 剰余金増加額又は 欠損金減少額		23,516,074	8,423
剰余金減少額又は欠損金増加額		23,604	12,355
当期追加信託に伴う 剰余金減少額又は 欠損金増加額		23,604	12,355
分 配 金		—	—
期 末 剰 余 金 又 は 期 末 欠 損 金 (△)		△49,083,183	△33,021,787

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別	前 期	当 期
項 目	自 平成21年3月11日 至 平成21年9月10日	自 平成21年9月11日 至 平成22年3月10日
有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、当該投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

期 別	前 期	当 期
項 目	(平成21年9月10日現在)	(平成22年3月10日現在)
1. 期首元本額	830,113,780円	626,317,818円
期中追加設定元本額	202,196円	190,947円
期中一部解約元本額	203,998,158円	107,487円
2. 特定期間末日における 受益権の総数	626,317,818口	626,401,278口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は49,083,183円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は33,021,787円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前 期		当 期	
	自 平成21年3月11日 至 平成21年9月10日		自 平成21年9月11日 至 平成22年3月10日	
分配金の計算過程	<p>平成21年3月11日から平成21年6月10日までの計算期間</p> <p>計算期間末における一部解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(2,344円)、一部解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,032,225円)及び分配準備積立金(17,649,712円)より分配対象収益は19,684,281円(1万口当たり238円)であります。分配を行っておりません。</p> <p>平成21年6月11日から平成21年9月10日までの計算期間</p> <p>計算期間末における一部解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,708,930円)、一部解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,544,247円)及び分配準備積立金(13,396,252円)より分配対象収益は18,649,429円(1万口当たり297円)であります。分配を行っておりません。</p>		<p>平成21年9月11日から平成21年12月10日までの計算期間</p> <p>計算期間末における一部解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,563円)、一部解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,546,841円)及び分配準備積立金(17,102,247円)より分配対象収益は18,650,651円(1万口当たり297円)であります。分配を行っておりません。</p> <p>平成21年12月11日から平成22年3月10日までの計算期間</p> <p>計算期間末における一部解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,637,837円)、一部解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,549,668円)及び分配準備積立金(17,103,810円)より分配対象収益は22,291,315円(1万口当たり355円)であります。分配を行っておりません。</p>	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前 期 (平成21年9月10日現在)		当 期 (平成22年3月10日現在)	
	貸借対照表 計上額 (円)	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)	貸借対照表 計上額 (円)	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)
投資信託受益証券	567,055,060	19,680,057	583,127,699	7,085,985
合 計	567,055,060	19,680,057	583,127,699	7,085,985

(デリバティブ取引に関する注記)

前期 (自 平成21年3月11日 至 平成21年9月10日) 及び

当期 (自 平成21年9月11日 至 平成22年3月10日)

該当する事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 (自 平成21年3月11日 至 平成21年9月10日) 及び

当期 (自 平成21年9月11日 至 平成22年3月10日)

該当する事項はありません。

(1口当たり情報)

前 期 (平成21年9月10日現在)	当 期 (平成22年3月10日現在)
1口当たり純資産額0.9216円 (1万口当たり純資産額9,216円)	1口当たり純資産額0.9473円 (1万口当たり純資産額9,473円)

(重要な後発事象に関する注記)

前期 (自 平成21年3月11日 至 平成21年9月10日) 及び

当期 (自 平成21年9月11日 至 平成22年3月10日)

該当する事項はありません。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当する事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (口数)	評 価 額 (円)	備考
投資信託 受益証券	PIMCOバミューダ 変動利付日本国債 U.S. ストラテジー・ファンド	25,181	234,913,549	
	PIMCOバミューダ 変動利付日本国債 フォーリン・ストラテジー・ファンド	37,342	348,214,150	
合 計		62,523	583,127,699	

第2 信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当する事項はありません。

(参考情報)

ファンドは「PIMCOバミューダ変動利付日本国債U.S. ストラテジー・ファンド」および「PIMCOバミューダ変動利付日本国債フォーリン・ストラテジー・ファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、これらの投資信託受益証券です。

これらの投資信託受益証券の状況は以下のとおりです。なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

● PIMCOバミューダ変動利付日本国債U.S. ストラテジー・ファンドの内容

① 損益計算書

科 目	期 別	自 平成20年11月 1日 至 平成21年10月31日
		金 額 (千円ドル)
投 資 収 益		
利 息 (外 国 税 控 除 後)		1,236
配 当 (外 国 税 控 除 後)		1
そ の 他 の 収 益		2
収 益 合 計		1,239
費 用		
利 息 費 用		6
費 用 合 計		6
投 資 純 利 益		1,233
実 現 / 未 実 現 純 利 益 (損 失)		
投 資 証 券 に 係 る 実 現 純 利 益 (損 失)		5,693
先 物 契 約、オ プ シ ョ ン 及 び ス ワ ッ プ に 係 る 実 現 純 利 益 (損 失)		2,730
外 国 通 貨 取 引 に 係 る 実 現 純 利 益 (損 失)		(2,602)
投 資 証 券 に 係 る 未 実 現 純 利 益 (損 失) の 変 動 額		2,319
先 物 契 約、オ プ シ ョ ン 及 び ス ワ ッ プ に 係 る 未 実 現 純 利 益 (損 失) の 変 動 額		(2,736)
外 貨 建 資 産 及 び 負 債 の 換 算 に 係 る 未 実 現 純 利 益 (損 失) の 変 動 額		942
純 利 益 (損 失)		6,346
運 用 の 結 果 に よ る 資 産 の 純 増 加 (減 少) 額		7,579

② 組入れ資産の明細（平成22年3月10日現在）

通貨	種類	銘柄名	利率	券面総額	評価額	償還日	備考
			%	千米ドル	千米ドル		
米ドル	国債	U S TREASURY NOTE	2.38	3,977	4,018	2010/8/31	
		U S TREASURY NOTE	1.13	1,900	1,915	2011/6/30	
		U S TREASURY NOTE	1.00	1,720	1,728	2011/10/31	
		U S TREASURY NOTE	2.38	123	124	2010/8/31	
	地方債 エージェンシー債	WV TOB SETTLE FIN-A	7.47	100	82	2047/6/1	
		SFEF GOVT GTD GOV GTD 144A	1.50	300	301	2010/10/29	
		SBAP 2005-20J 1	5.09	213	227	2025/10/1	
		SBAP 2005-20B 1	4.63	62	65	2025/2/1	
		SBIC 2004-P10B 1 SEQ	4.75	28	29	2014/8/10	
	社債	ING BANK NV GBLB GOV GTD 144A	2.63	1,300	1,334	2012/2/9	
		MACQUARIE BANK LTD GOV GTD 144A	2.60	1,000	1,024	2012/1/20	
		RBS GOVT GTD 144A	2.63	1,000	1,020	2012/5/11	
		LEASEPLAN CORPORATION NV GOV GTD 144A	3.00	500	515	2012/5/7	
		COMMONWEALTH BANK AUST GOV GTD 144A FRN	0.75	400	398	2014/6/25	
		COMPUTER SCIENCES CORP GBLB SR UNSEC	6.50	400	448	2018/3/15	
		DANSKE BANK A/S GOV GTD FRN 144A	0.60	400	399	2012/5/24	
		DEXIA CR LOCAL SA NY GOVT GTD FRN 144A	0.65	400	400	2013/3/5	
		GATX FIN INC NT	6.00	400	401	2018/2/15	
		NIPPON LIFE INSURANCE 4.875 08/09/2010	4.88	400	404	2010/8/9	
		COUNTRYWIDE FINL CORP GBLB CO GTD	5.80	300	318	2012/6/7	
		DOMINION RESOURCES INC FRN BD	1.30	300	300	2010/6/17	
		DOW CHEMICAL CO/THE SR UNSECURED	4.85	300	318	2012/8/15	
		MARSH & MCLENNAN COS INC	5.75	300	320	2015/9/15	
		PACTIV CORP SR UNSUB	6.40	300	321	2018/1/15	
		ROCHE HLDGS INC CO GTD 144A FRN	2.25	300	305	2011/2/25	
		BARCLAYS BANK PLC SUB FRN	0.42	240	222	2017/3/23	
		ANZ NATIONAL INTL NZ 144A BK GTD	6.20	200	222	2013/7/19	
		DOW CHEMICAL COMPANY GBLB SR UNSECURED	6.00	200	217	2012/10/1	
		NATIONAL AUSTRALIA BANK GOVGTD FRN 144A	0.75	200	202	2014/7/8	
		NATIONAL AUSTRALIA BANK YANKEE FRN EMTN	0.48	200	192	2016/6/29	
		OHIO POWER COMPANY - IBC BD FRN	0.43	200	200	2010/4/5	
		CITIGROUP INC GBLB FRN	0.38	160	155	2012/3/16	
		MORGAN STANLEY GBLB SR UNSEC FRN	0.50	130	128	2012/1/9	
		AIG GBLB JR SUB DEBS WI	8.18	100	79	2068/5/15	
		BEAR STEARNS CO INC GBLB SR UNSEC	7.25	100	115	2018/2/1	
		HBOS PLC SUB NT 144A	6.75	100	92	2018/5/21	
		JP MORGAN CHASE & CO GBLB SR NT	6.00	100	108	2018/1/15	
		KINDER MORGAN ENER PART	7.13	100	110	2012/3/15	
		PACCAR INC SR UNSEC FRN	1.43	100	101	2012/9/14	
	モーゲージ債	FNMA PASS THRU MTG #946970	6.00	744	794	2037/10/1	
		FNMA PASS THRU MTG #943596	5.50	577	610	2037/7/1	
		CWHL 2005-HYB9 3A2A 12MLIB+175	5.25	384	288	2036/2/20	
		WBCMT 2006-WL7A A1 1MLIB+9 144A	0.32	324	287	2021/9/15	
		FNMA PASS THRU MTG #943440	5.50	319	337	2037/8/1	
		NAA 2005-AR5 2A1	5.05	263	178	2035/10/25	
		FNW 2004-W12 1A1 WM31 WC6.26	6.00	243	262	2044/7/25	
		BSCMS 2006-BBA7 A1 144A 1ML+11	0.34	208	187	2019/3/15	
		FNMA PASS THRU MTG #953014	6.00	206	220	2037/10/1	
		CWHL 2005-R2 1AF1 1ML+34 144A	0.57	169	149	2035/6/25	
		FNMA PASS THRU MTG #904606	6.00	159	170	2036/12/1	
FNMA PASS THRU MTG #945845		6.00	157	167	2037/8/1		
FNMA PASS THRU DWARF #254807		5.00	150	155	2013/7/1		
WAMU 2003-R1 A1 1MLIB+27		0.77	144	112	2027/12/25		
CWALT 2006-HY12 A1 WM36 WC6.5154		6.07	121	116	2036/8/25		
WAMU 2005-AR15 A1A1 1MLIB+26		0.49	115	87	2045/11/25		
CMLTI 2005-3 2A2A WM35 WC5.0453	4.58	102	88	2035/8/25			
CGCMT 2007-C6 A4 WM16 WC5.7312	5.70	100	97	2049/12/10			

通貨	種類	銘柄名	利率	券面総額	評価額	償還日	備考	
米ドル	モーゲージ債	FNMA PASS THRU MTG #967745	5.50	91	97	2037/12/1		
		SASC 2006-11 A1 FRN WC35WC5.1284	3.25	83	70	2035/10/25		
		CWHL 2005-11 3A1 COFI11+185	3.11	70	46	2035/4/25		
		MSSTR 2005-1 2A1 WM16 WC6.453	6.22	65	65	2017/9/25		
		FNMA PASS THRU MTG #952662	6.00	61	66	2037/7/1		
		FNGT 2004-T3 1A1 WM30 WC6.63	6.00	57	61	2044/2/25		
		FSPC T-61 1A1 12MTA+140	1.88	56	54	2044/7/25		
		FNR 2005-120 NF 1MLIB+10	0.33	52	51	2021/1/25		
		FNR 2003-34 A1 WM29 WC7.54	6.00	38	40	2043/4/25		
		WFMB 2006-AR8 1A1 ARM	3.13	30	25	2036/4/25		
		FH ARM #1B2315 1YRLIB+177.8 10.4	3.50	24	25	2035/9/1		
		MRFC 2001-TBC1-A1 1MLIB+35	0.58	22	21	2031/11/15		
		CWHL 2004-25 1A1 AS ARM 1MLIB+33	0.56	18	12	2035/2/25		
		FNR 1994-77 FB SEQ 1MLIB+150	1.75	15	16	2024/4/25		
		HVMLT 2003-1 A ARM WM33 WC5.1757	3.88	14	14	2033/5/19		
		FN ARM 802467 1YRLIB+178 10.23	3.18	13	14	2034/11/1		
		MLMI 2003-A2 1A1 ARM WM32 WC 5.263	3.37	11	10	2033/2/25		
		CWHL 2004-16 PT 1MLIB+38 1A4A	0.61	10	6	2034/9/25		
		GNR 1999-30 FA 1MLIB+40	0.63	10	10	2029/4/16		
		FNR 1999-37 F 1MLIB+40	0.63	10	10	2029/6/25		
		SAMI 2004-AR1 1A2 AFC 1MLIBOR+35	0.58	8	7	2034/3/19		
		HVMLT 2003-3 2A2 AS 1MLIBOR+37	0.60	5	4	2034/2/19		
		CSFB 2003-8 5A1 SEQ WM31 WC7.750	6.50	4	4	2033/4/25		
		FNMA TBA 6.00% MAY	6.00	△1,000	△1,064	2040/5/13		
		アセットバック債	ABFC 2004-OPT5 A1 1MLIB+35	0.58	230	177	2034/6/25	
			SASC 2005-7XS 2A1A 1MLIB+150	4.90	185	138	2035/4/25	
			DCAT 2008-B A2B 1MLIB+93	1.16	113	113	2011/7/8	
			SBIHE 2006-1 1A2A 144A 1MLIB+17	0.40	86	83	2036/8/25	
			HFCHC 2004-1 A 1MLIB+35	0.58	48	42	2033/9/20	
			FFML 2006-FF15 A3 1MLIB+5	0.28	46	45	2036/11/25	
			RAMC 2003-3 A 1MLIBOR+50	0.73	34	28	2033/12/25	
			FSPC T-32 A1 1ML +13BP	0.49	9	8	2031/8/25	
			BSABS 2002-1 2A AFC 1MLIB+32	0.87	8	6	2034/12/25	
	CWL 2006-SD1 A1 1ML+16 144A		0.39	4	4	2036/2/25		
	FORDO 2008-C A2B 1MLIB+90BP		1.13	2	2	2011/1/15		
	CWL 2001-BC3 A 1MLIB+24		0.71	2	1	2031/12/25		
	CITHE 2002-1 AV 1MLIB+29		0.52	1	1	2033/3/25		
	ARC 2002-BC4-A 1MLIB+29		0.81	1	1	2032/7/25		
	C P C D レポ	FEDERAL HOME LOAN BANK DISC NT	0.11	800	799	2010/3/17		
		SAN PAOLO IMI NY BRANCH FRN YCD	0.89	200	200	2010/6/9		
		U S TREASURY REPO	0.13	3,500	3,500	2010/3/10		
	小計			28,105	28,021			
					(2,515,478)			
	日本円	国債	JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#24	0.76	660,000	660,930	2018/9/20	
			JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#11	0.44	560,000	557,922	2016/3/21	
			JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#48	1.24	500,000	517,565	2023/5/20	
			JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#45	0.99	350,000	350,724	2022/5/20	
JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#33			0.33	330,000	314,971	2020/3/20		
JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#19			0.58	300,000	294,108	2017/11/20		
JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#29			0.37	290,000	278,962	2019/7/20		
JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#36			0.38	280,000	267,957	2020/9/20		
JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#37			0.69	190,000	184,870	2020/11/20		
JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#10			0.36	160,000	159,884	2015/12/21		
エージェンシー債		KFW GOVT GTD GLBL	0.04	144,000	142,758	2011/8/8		
		GENERAL ELEC CAP CORP FDIC GTD EMTN	0.65	100,000	99,823	2012/3/5		
		KFW GOV GTD GLBL	1.85	40,000	40,298	2010/9/20		
					千円	千円		

通貨	種類	銘柄名	利率	券面総額	評価額	償還日	備考	
日本円	社債	EUROPEAN INVESTMENT BANK GLBL SR UNSEC	0.06	180,000	179,272	2011/9/21		
		CIE FINANCEMENT FONCIER COVERED EMTN	0.60	30,000	29,988	2010/3/23		
		AIG SNR UNSEC FRN EMTN	0.39	10,000	8,622	2012/4/3		
		KOOKMIN BANK EMTN 3ML+16	0.44	10,000	9,970	2010/6/25		
		KOOKMIN BANK SR UNSECURED FRN	0.44	10,000	9,971	2010/6/22		
	モーゲージ債	JLOC 37X A1 JPY3M+22 REGS	0.48	17,004	11,754	2015/1/15		
		JLOC 36A A1 3MJPY+26 144A	0.51	6,413	4,693	2016/2/16		
	小計			4,167,417	4,125,050			
	英ポンド	社債	NORINCHUKIN FIN (CAYMAN) EMTN	5.63	60	61	2016/9/28	
			モーゲージ債	NGATE 2007-3X A1 3MGBP+60	1.21	67	64	2050/12/15
小計				127	125			
ユーロ	国債	FRANCE GOVT BOND (OAT)	3.50	400	421	2015/4/25		
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3.75	300	322	2015/1/4		
		FRANCE GOVT BOND (OAT)	6.50	300	319	2011/4/25		
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND BD SER 09	3.25	200	202	2020/1/4		
	社債	FORTIS BANK NED HOLDING GOV GTD BK EMTN	1.25	500	500	2011/6/10		
		BANK OF TOKYO-MITSUB EMTN	3.50	400	400	2015/12/16		
		NORINCHUKIN FIN (CAYMAN) EMTN BK GTD	4.25	300	305	2016/9/28		
		BTM CURACAO HLDNG BK GTD FRN EMTN	1.26	100	101	2015/6/16		
		CAISSE CENT CREDIT IMMOB SR UNSEC FRN	1.55	100	99	2013/3/18		
	モーゲージ債	HFP 9 3A1 3MEUR+10	0.78	200	199	2021/1/15		
		小計			2,800	2,874		
	カナダドル	社債	HSBC FINANCE CORP LTD MTN CO GTD FRN	0.65	100	99	2012/5/3	
			小計			100	99	
		小計					(8,688)	
	豪ドル	社債	SHINHAN BANK FRN	4.52	500	496	2010/6/8	
モーゲージ債			MEDL 2005-1G A2	4.12	232	226	2036/5/10	
CET 2004-1E A2			4.33	149	146	2037/6/16		
小計				881	868			
合計					千円			
					7,087,672			

(注1)データ提供元：PIMCO（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）

(注2)通貨種類毎の小計欄の（）内は邦貨換算金額（千円）で、現地2010年3月9日現在のデータを、WM Companyが提供する為替レート（1米ドル=89.77円、1ユーロ=121.9255円、1英ポンド=134.5203円、1カナダドル=87.4695円、1豪ドル=81.9196円）で邦貨換算したものです。

(注3)金額の単位未満は切り捨てています。

● PIMCOバミューダ変動利付日本国債フォーリン・ストラテジー・ファンドの内容

① 損益計算書

科 目	期 別	自 平成20年11月 1日 至 平成21年10月31日
		金 額 (千米ドル)
投 資 収 益		
利 息 (外 国 税 控 除 後)		2,083
配 当 (外 国 税 控 除 後)		1
そ の 他 の 収 益		4
収 益 合 計		2,088
費 用		
利 息 費 用		10
費 用 合 計		10
投 資 純 利 益		2,078
実 現 / 未 実 現 純 利 益 (損 失)		
投 資 証 券 に 係 る 実 現 純 利 益 (損 失)		8,157
先 物 契 約、オ プ シ ョ ン 及 び ス ワ ッ プ に 係 る 実 現 純 利 益 (損 失)		4,706
外 国 通 貨 取 引 に 係 る 実 現 純 利 益 (損 失)		(4,089)
投 資 証 券 に 係 る 未 実 現 純 利 益 (損 失) の 変 動 額		4,077
先 物 契 約、オ プ シ ョ ン 及 び ス ワ ッ プ に 係 る 未 実 現 純 利 益 (損 失) の 変 動 額		(4,564)
外 貨 建 資 産 及 び 負 債 の 換 算 に 係 る 未 実 現 純 利 益 (損 失) の 変 動 額		1,551
純 利 益 (損 失)		9,838
運 用 の 結 果 に よ る 資 産 の 純 増 加 (減 少) 額		11,916

② 組入れ資産の明細（平成22年3月10日現在）

通貨	種類	銘柄名	利率	券面総額	評価額	償還日	備考	
			%	千米ドル	千米ドル			
米ドル	国債	U S TREASURY NOTE	1.00	1,780	1,788	2011/10/31		
		U S TREASURY NOTE	2.38	1,300	1,313	2010/8/31		
		U S TREASURY NOTE	1.13	478	481	2011/6/30		
		U S TREASURY NOTE	1.13	222	223	2011/6/30		
	地方債	CA GOLDEN TOB SR-A-1	5.75	100	71	2047/6/1		
		WV TOB SETTLE FIN-A	7.47	90	73	2047/6/1		
		エージェンシー債	SFEF GOVT GTD GOV GTD 144A	1.50	500	502	2010/10/29	
	社債	EXPORT-IMPORT BK KOREA GLBL FRN	0.49	300	294	2010/11/16		
		SBAP 2005-20B 1	4.63	124	130	2025/2/1		
		SBIC 2004-P10B 1 SEQ	4.75	28	29	2014/8/10		
		ING BANK NV GLBL GOV GTD 144A	2.63	1,400	1,437	2012/2/9		
		COMMONWEALTH BANK AUST GOV GTD 144A FRN	0.67	1,000	997	2013/7/12		
		NIPPON LIFE INSURANCE 4.875 08/09/2010	4.88	650	657	2010/8/9		
		DANSKE BANK A/S GOV GTD FRN 144A	0.60	600	598	2012/5/24		
		DEXIA CR LOCAL SA NY GOVT GTD FRN 144A	0.65	600	600	2013/3/5		
		GATX FIN INC NT	6.00	600	602	2018/2/15		
		LEASEPLAN CORPORATION NV GOV GTD 144A	3.00	500	515	2012/5/7		
		MACQUARIE BANK LTD GOV GTD 144A	2.60	500	512	2012/1/20		
		AMERICAN EXPRESS BK FSB SR UNS BKNT FRN	0.31	400	399	2010/7/13		
		COMMONWEALTH BANK AUST GOV GTD 144A FRN	0.75	400	398	2014/6/25		
		COMPUTER SCIENCES CORP GLBL SR UNSEC	6.50	400	448	2018/3/15		
		HSBC FINANCE CORP FRN MTN1	0.50	400	400	2010/5/10		
		MARSH & MCLENNAN COS INC	5.75	400	427	2015/9/15		
		PACTIV CORP SR UNSUB	6.40	400	428	2018/1/15		
		RBS GOVT GTD 144A	2.63	400	408	2012/5/11		
		BARCLAYS BANK PLC SUB FRN	0.42	360	333	2017/3/23		
		BK TOKYO-MITSUBISHI UFJ SR UNSEC 144A	2.60	300	304	2013/1/22		
		COUNTRYWIDE FINL CORP GLBL CO GTD FRN	0.69	300	296	2012/5/7		
		HBOS PLC SUB NT 144A	6.75	300	277	2018/5/21		
		NATIONAL AUSTRALIA BANK GOVGTD FRN 144A	0.75	300	303	2014/7/8		
		NATIONAL AUSTRALIA BANK YANKEE FRN EMTN	0.48	300	289	2016/6/29		
		CITIGROUP INC GLBL FRN	0.38	240	233	2012/3/16		
		AIG GLBL JR SUB DEBS WI	8.18	200	158	2068/5/15		
		ANZ NATIONAL INTL NZ 144A BK GTD	6.20	200	222	2013/7/19		
		DAIMLERCHRYSLER NA HLDG MTN	5.75	200	211	2011/9/8		
		GOLDMAN SACHS GROUP INC MTN FRN	0.65	200	200	2011/10/7		
		JP MORGAN CHASE & CO GLBL SR NT	6.00	200	216	2018/1/15		
		ROCHE HLDGS INC CO GTD 144A FRN	2.25	200	203	2011/2/25		
		BEAR STEARNS CO INC GLBL SR UNSEC	7.25	150	173	2018/2/1		
		MORGAN STANLEY GLBL SR UNSEC FRN	0.50	130	128	2012/1/9		
		CITIGROUP INC GLBL SR NT	6.50	100	104	2011/1/18		
		DOMINION RESOURCES INC FRN BD	1.30	100	100	2010/6/17		
		GOLDMAN SACHS GROUP INC SR UNSEC FRN	0.35	100	100	2010/6/28		
		MIZUHO FINANCE (CAYMAN) BK GTD	8.38	100	100	2049/1/29		
		PACCAR INC SR UNSEC FRN	1.43	100	101	2012/9/14		
		UBS AG STAMFORD CT NT FRN 144A	1.17	80	80	2010/6/19		
		モーゲージ債	FNMA PASS THRU MTG #725425	5.50	4,326	4,588	2034/4/1	
			FNMA PASS THRU MTG #735224	5.50	1,127	1,197	2035/2/1	
			FNMA PASS THRU MTG #555424	5.50	916	974	2033/5/1	
			FNMA PASS THRU MTG #922621	6.00	692	739	2036/12/1	
FNMA PASS THRU MTG #938448			6.00	507	541	2037/7/1		
FNMA PASS THRU MTG #952279			6.00	434	463	2037/9/1		
WAMU 2005-AR13 A1A 1MLIB+29			0.52	331	252	2045/10/25		
FNMA PASS THRU MTG #902110	6.00		316	337	2036/10/1			
MLCC 2005-2 3A 1MLIB+100	1.23		313	251	2035/10/25			
FNMA PASS THRU MTG #903779	6.00		308	329	2036/11/1			
FNMA PASS THRU MTG #254514	5.50		293	312	2032/11/1			

通貨	種類	銘柄名	利率	券面総額	評価額	償還日	備考
			%	千米ドル	千米ドル		
米ドル	モーゲージ債	WAMU 2003-R1 A1 1MLIB+27	0.77	217	169	2027/12/25	
		BSCMS 2006-BBA7 A1 144A 1ML+11	0.34	208	187	2019/3/15	
		CMLTI 2005-3 2A2A WM35 WC5.0453	4.58	205	177	2035/8/25	
		CGCMT 2007-C6 A4 WM16 WC5.7312	5.70	200	195	2049/12/10	
		COMM 2006-CN2A A2FL 1ML+22 144A	0.45	200	179	2019/2/5	
		CWHL 2005-R2 1AF1 1ML+34 144A	0.57	169	149	2035/6/25	
		CWALT 2006-HY12 A1 WM36 WC6.5154	6.07	162	155	2036/8/25	
		FNR 2007-73 A1 1MLIB+6	0.29	140	134	2037/7/25	
		FNMA PASS THRU MTG #878337	6.00	127	136	2036/12/1	
		CWHL 2005-11 3A1 COFI11+185	3.11	118	77	2035/4/25	
		MSSTR 2005-1 2A1 WM16 WC6.453	6.22	109	109	2017/9/25	
		FSPC T-61 1A1 12MTA+140	1.88	94	90	2044/7/25	
		FNMA PASS THRU MTG #887172	6.00	88	95	2036/11/1	
		WFMB 2006-AR8 1A1 ARM	3.13	60	51	2036/4/25	
		FNMA PASS THRU MTG #995022	5.50	46	49	2037/8/1	
		SARM 2004-4 3A2 ARM WM34 WC5.38	3.03	43	36	2034/4/25	
		CWHL 2004-25 1A1 AS ARM 1MLIB+33	0.56	37	25	2035/2/25	
		CSFB 2003-AR20 2A1 ARM WM33 WC5.0408	3.48	35	32	2033/8/25	
		MRFC 2001-TBC1-A1 1MLIB+35	0.58	34	32	2031/11/15	
		WAMU 2002-AR2 A D11COF+125BP	3.08	32	30	2034/2/27	
		FNR 1994-77 FB SEQ 1MLIB+150	1.75	31	32	2024/4/25	
		HVMLT 2003-1 A ARM WM33 WC5.1757	3.88	22	21	2033/5/19	
		FNMA PASS THRU MTG #901079	6.00	17	19	2036/8/1	
		GNR 1999-30 FA 1MLIB+40	0.63	16	16	2029/4/16	
		SARM 2004-1 4A1 WM34 WC5.5718 ARM	2.76	16	14	2034/2/25	
		FNR 1999-37 F 1MLIB+40	0.63	15	15	2029/6/25	
		FN ARM 802467 1YRLIB+178 10.23	3.18	13	14	2034/11/1	
		FHASI 2003-AR2 2A1 ARM WM33 WC5.0175	3.12	10	9	2033/7/25	
		GSR 2003-1 A2 1YRCMT+175	2.06	10	9	2033/3/25	
		WAMU 2003-AR5 A7 ARM WM33 WC 4.9155	2.88	9	9	2033/6/25	
		SAMI 2004-AR1 1A2 AFC 1MLIBOR+35	0.58	8	7	2034/3/19	
		CSFB 2003-8 5A1 SEQ WM31 WC7.750	6.50	5	5	2033/4/25	
		HVMLT 2003-3 2A2 AS 1MLIBOR+37	0.60	5	4	2034/2/19	
		FNMA TBA 6.00% MAY	6.00	△3,000	△3,193	2040/5/13	
		FNMA TBA 5.5% APR	5.50	△8,000	△8,431	2040/4/13	
	アセットバック債	CWL 2006-24 2A1 1MLIB+5	0.28	128	124	2047/6/25	
		SLMA 2006-8 A2 3MLIB+0	0.25	102	101	2016/10/25	
		SABR 2007-NC2 A2A 1MLIB+4	0.27	99	94	2037/1/25	
		DCAT 2008-B A2B 1MLIB+93	1.16	75	75	2011/7/8	
		RAMC 2003-3 A 1MLIBOR+50	0.73	69	56	2033/12/25	
		HFCHC 2004-1 A 1MLIB+35	0.58	64	56	2033/9/20	
		FRNK 2008-A A2 1MLIB+100	1.23	52	52	2011/10/20	
		MABS 2006-HE5 A1 1MLIB+6	0.29	43	43	2036/11/25	
		FSPC T-32 A1 1ML +13BP	0.49	15	14	2031/8/25	
		BSABS 2002-1 2A AFC 1MLIB+32	0.87	8	6	2034/12/25	
		CWL 2006-SD1 A1 1ML+16 144A	0.39	7	7	2036/2/25	
		FORDO 2008-C A2B 1MLIB+90BP	1.13	5	5	2011/1/15	
		CWL 2001-BC3 A 1MLIB+24	0.71	2	1	2031/12/25	
		CITHE 2002-1 AV 1MLIB+29	0.52	1	1	2033/3/25	
		ARC 2002-BC4-A 1MOLIB+29	0.81	1	1	2032/7/25	
		RAMC 2002-2-A 1MOLIB+35	0.93	0	0	2032/8/25	
	C P	FEDERAL HOME LOAN BANK DISC NT	0.10	1,200	1,199	2010/3/10	
	C D	SAN PAOLO IMI NY BRANCH FRN YCD	0.89	200	200	2010/6/9	
	レポ	U S MTGE REPO	0.14	6,000	6,000	2010/3/10	
		U S TREASURY REPO	0.13	4,200	4,200	2010/3/10	
小計				31,094	30,787	(2,763,818)	

通貨	種類	銘柄名	利率	券面総額	評価額	償還日	備考	
			%	千円	千円			
日本円	国債	JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#24	0.76	940,000	941,325	2018/9/20		
		JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#11	0.44	840,000	836,883	2016/3/21		
		JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#48	1.24	800,000	828,104	2023/5/20		
		JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#45	0.99	550,000	551,138	2022/5/20		
		JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#29	0.37	540,000	519,447	2019/7/20		
		JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#19	0.58	510,000	499,983	2017/11/20		
		JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#33	0.33	480,000	458,140	2020/3/20		
		JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#36	0.38	360,000	344,516	2020/9/20		
		JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#37	0.69	280,000	272,440	2020/11/20		
		JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#10	0.36	230,000	229,834	2015/12/21		
	エージェンシー債	KFW GOVT GTD GLBL	0.04	206,000	204,224	2011/8/8		
		QUEBEC PROVINCE EMTN JPY	3.88	100,000	103,847	2011/9/26		
		KFW GOV GTD GLBL	1.85	50,000	50,373	2010/9/20		
		A/S EKSPORTFINANS GLOBAL	1.80	20,000	20,055	2010/6/21		
		DEV BK OF JAPAN GBL GOVT GTD	1.75	14,000	14,053	2010/6/21		
		社債	EUROPEAN INVESTMENT BANK GLBL SR UNSEC	0.06	310,000	308,747	2011/9/21	
			CIE FINANCEMENT FONCIER COVERED EMTN	0.60	20,000	19,992	2010/3/23	
			KOOKMIN BANK EMTN 3ML+16	0.44	20,000	19,941	2010/6/25	
	AIG SNR UNSEC FRN EMTN		0.39	10,000	8,622	2012/4/3		
モーゲージ債	KOOKMIN BANK SR UNSECURED FRN	0.44	10,000	9,971	2010/6/22			
	JLOC 37X A1 JPY3M+22 REGS	0.48	22,672	15,672	2015/1/15			
		JLOC 36A A1 3MJPY+26 144A	0.51	12,826	9,387	2016/2/16		
小計				6,325,498	6,266,702			
英ポンド	社債	NORINCHUKIN FIN (CAYMAN) EMTN	5.63	千英ポンド 280	千英ポンド 287	2016/9/28		
				280	287			
小計					(38,616)			
ユーロ	国債	FRANCE GOVT BOND (OAT)	3.50	千ユーロ 600	千ユーロ 632	2015/4/25		
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3.75	500	537	2015/1/4		
		FRANCE GOVT BOND (OAT)	6.50	500	532	2011/4/25		
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND BD SER 09	3.25	300	303	2020/1/4		
	社債	BANK OF TOKYO-MITSUB EMTN	3.50	600	601	2015/12/16		
		RESONA BANK LTD FRN REGS	4.13	360	340	2049/9/29		
		BANK OF AMERICA CORP SUB NT EMTN	4.75	300	286	2017/5/23		
		SUMITOMO MITSUI BANKING	4.38	270	248	2049/7/29		
		RESONA BANK LTD EMTN	3.75	250	249	2015/4/15		
		BTM CURACAO HLDNG BK GTD FRN EMTN	1.26	100	101	2015/6/16		
		CAISSE CENT CREDIT IMMOB SR UNSEC FRN	1.55	100	99	2013/3/18		
		GAZPROM 144A	5.88	100	105	2015/6/1		
		小計			3,980	4,038	(492,343)	
		カナダドル	社債 アセットバック債	HSBC FINANCE CORP LTD MTN CO GTD FRN	0.65	千カナダドル 100	千カナダドル 99	2012/5/3
MASTER CREDIT CARD TRUST NT	5.30			100	107	2012/8/21		
小計				200	206	(18,071)		
豪ドル	モーゲージ債	APLLO 2009-1 A2 BBSW1M+90	5.00	千豪ドル 493	千豪ドル 496	2040/10/3		
		MAXIS 2009-1 A1 1MLIB+175	5.69	414	418	2041/9/12		
		CRGT 2005-1 A3	4.23	273	263	2037/6/17		
		CRGT 2006-1 A3	4.06	180	174	2038/7/20		
		REDS 2006-1E A2 1MBBSW+17	4.11	179	173	2037/11/17		
		PUMAM P11 A REG S 1MBBSW1M+21	4.13	149	145	2037/8/22		
		SMHL 2005-2 A BBSW1M+17 REGS	4.10	109	107	2036/8/12		
		PUMA P10 AA 1MAUD+26 REGS P10	4.19	99	96	2036/7/12		
		小計			1,899	1,876	(153,726)	
合計				千円 9,733,278				

(注1)データ提供元：P I M C O (パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー)

(注2)通貨種類毎の小計欄の()内は邦貨換算金額(千円)で、現地2010年3月9日現在のデータを、WM Companyが提供する為替レート(1米ドル=89.77円、1ユーロ=121.9255円、1英ポンド=134.5203円、1カナダドル=87.4695円、1豪ドル=81.9196円)で邦貨換算したものです。

(注3)金額の単位未満は切り捨てています。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

I	資産総額	588,168,106 円
II	負債総額	403,232 円
III	純資産総額 (I - II)	587,764,874 円
IV	発行済口数	619,670,936 口
V	1 口当たり純資産額 (III / IV)	0.9485 円

第5 設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第1期	自 平成16年11月4日 至 平成17年3月10日	2,303,173,068 (0)	100,644,376 (0)	2,202,528,692 (0)
第2期	自 平成17年3月11日 至 平成17年6月10日	1,252,431,012 (0)	553,440,554 (0)	2,901,519,150 (0)
第3期	自 平成17年6月11日 至 平成17年9月12日	18,895,590 (0)	21,635,229 (0)	2,898,779,511 (0)
第4期	自 平成17年9月13日 至 平成17年12月12日	8,807,083 (0)	265,868,559 (0)	2,641,718,035 (0)
第5期	自 平成17年12月13日 至 平成18年3月10日	16,002,196 (0)	76,195,209 (0)	2,581,525,022 (0)
第6期	自 平成18年3月11日 至 平成18年6月12日	65,736,907 (0)	673,813,562 (0)	1,973,448,367 (0)
第7期	自 平成18年6月13日 至 平成18年9月11日	7,109,052 (0)	55,424,023 (0)	1,925,133,396 (0)
第8期	自 平成18年9月12日 至 平成18年12月11日	17,863,061 (0)	56,219,697 (0)	1,886,776,760 (0)
第9期	自 平成18年12月12日 至 平成19年3月12日	3,380,542 (0)	124,715,674 (0)	1,765,441,628 (0)
第10期	自 平成19年3月13日 至 平成19年6月11日	2,149,398 (0)	13,820,598 (0)	1,753,770,428 (0)
第11期	自 平成19年6月12日 至 平成19年9月10日	631,821 (0)	53,133,620 (0)	1,701,268,629 (0)
第12期	自 平成19年9月11日 至 平成19年12月10日	437,809 (0)	704,527,728 (0)	997,178,710 (0)
第13期	自 平成19年12月11日 至 平成20年3月10日	1,302,791 (0)	69,530,410 (0)	928,951,091 (0)
第14期	自 平成20年3月11日 至 平成20年6月10日	110,432 (0)	10,483,962 (0)	918,577,561 (0)
第15期	自 平成20年6月11日 至 平成20年9月10日	99,731 (0)	52,840,564 (0)	865,836,728 (0)
第16期	自 平成20年9月11日 至 平成20年12月10日	105,126 (0)	24,558,667 (0)	841,383,187 (0)
第17期	自 平成20年12月11日 至 平成21年3月10日	105,088 (0)	11,374,495 (0)	830,113,780 (0)
第18期	自 平成21年3月11日 至 平成21年6月10日	103,222 (0)	5,042,673 (0)	825,174,329 (0)
第19期	自 平成21年6月11日 至 平成21年9月10日	98,974 (0)	198,955,485 (0)	626,317,818 (0)
第20期	自 平成21年9月11日 至 平成21年12月10日	96,021 (0)	107,487 (0)	626,306,352 (0)
第21期	自 平成21年12月11日 至 平成22年3月10日	94,926 (0)	— (—)	626,401,278 (0)

(注1) ()内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

(注2) 設定口数には、当初募集期間の数字を含みます。

P I M C O
Your Global Investment Authority.SM